

震災後の 子どものこころのケア 実施報告書



仙台市

子どものこころのケア



幼児健康診査における子どものこころの相談（児童精神科医を含めてカンファレンス）



子どものこころの相談室



幼児健康診査における子どものこころの相談



幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会
(仙台小児科医会 会長川村先生及び震災心のケア担当今先生、他 精神科医、教育委員会、各区の代表者らによる検討を行っている)



東日本大震災被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣賞感謝状授与 写真右から子供未来局長、
写真中央 日本児童青年精神医学会災害対策委員長山崎先生 (平成 23 年～ 24 年度)、写真左 子供育成部長

被害状況



若林区藤田集落。巨大な波が防潮堤をなぎたおしている



荒浜小学校から南西方向を見る（若林区）



津波により孤立した荒浜小学校では生徒や教師、地域住民が屋上で助けを待った（若林区）



中野小学校。近隣住民を含め650人が避難した(宮城野区)



中野小学校周辺(宮城野区)



中野の住宅街(宮城野区)



辺り一帯ががれきと化した



広場の展望台に避難した5人の命が救われた
海岸公園冒険広場(若林区)

発災直後の市民の様子



JR 仙台駅前のバス停 (平成 23 年 3 月 11 日)



発災直後の太白区役所。発災時幼児健康診査実施中だった



太白区役所で眠る市民



宮城野区役所前の JR 陸前原ノ町駅前に避難する住民



宮城野区役所ロビーで休む避難者

救出活動・避難所での様子



消防団に誘導され、一本のロープにつかまって荒浜小から避難する人々



小学校に開設された避難所の様子 (太白区)



沿岸部に近い岡田小学校に開設された避難所(宮城野区)



発災当日夜の高砂保育所 (宮城野区)



児童館への避難



間借りした中学校で授業を行う小学生（避難所閉鎖後）



天皇后両陛下の被災地ご訪問



仙台市長の避難所訪問

全国からの応援



避難者の健康を守るため、全国から駆け付けた保健師等
(宮城野区役所)



若林区保健福祉センターでの被災者支援ミーティング
(各市からの派遣職員とともに)

復興の歩み



太白区あすと長町の仮設住宅



市民から募集した写真をポスターにして地下
鉄車両に掲示 (せんだいドリームトレイン)



クリスマスロード商店街では市立小・中学校の
子どもたちが作成した応援旗を掲示

はじめに

平成23年3月11日14時46分、東日本大震災が発生しました。

仙台市は最大震度6強を記録し、宮城野区及び若林区の沿岸部では津波被害を受け、死者987名、行方不明者30名、建物被害は全壊30,034棟にのぼりました。

市民の方々の生活は、津波の被害が及ばなかった地域でもライフラインが断絶し、食料品店をはじめ多数の商店が休業、ガソリンや灯油が入手困難になるなど混乱を極めました。

仙台市内の子どもたちは発災当日、全員が激しい揺れを体験し、中には津波による被害を目のあたりにしたお子さんもおりました。また、震災そのものの被害だけでなく日常生活の混乱による影響も大きく、避難所での生活から仮設住宅等への転居、転校、親しい人との別れ、家族の形態や経済状況の変化など環境の変化にさらされてきました。これまであたりまえに営まれてきた生活が震災を契機にあたりまえでなくなったことを子どもたちも身をもって経験せざるを得ませんでした。

子どもたちは、震災そのものの影響によるストレス、環境の変化などと共に、それぞれの成長期の課題を抱えており、通常の状態であっても子どもたちの健やかな成長のためには、大人が関心を持って支えていく必要があります。

阪神淡路大震災のときから、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」が広く認識され、大人のこころのケアと共に「子どものこころのケア」の重要性が認識され、その後の新潟における大規模な震災においても取り組まれてきました。

東日本大震災後、仙台市は、震災後の子どもたちを支えるために、平成23年4月より「子どものこころのケアチーム」を避難所などに派遣し、同年8月からは、日本児童青年精神医学会から児童精神科医の派遣を受け、「幼児健康診査におけるこころのケア」及び「子どものこころの相談室」を実施してまいりました。

この報告書は、仙台市が実施しております幼児健康診査等における子どものこころのケアに関する実施状況と結果（平成23年度及び平成24年度）をまとめ、これからの災害時に子どもと保護者の方々のこころのケアに少しでもお役に立てるよう事業実施の参考として作成いたしました。

事業実施及び報告書作成にあたりましては、仙台小児科医会をはじめ日本児童青年精神医学会、宮城県精神神経科診療所協会、東北大学病院精神科、社団法人みやぎこころのケアセンター、さらには応援に来ていただきました各地方自治体のみなさまなど多くの関係の方々から温かいご支援を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。

仙台市子供未来局長 西城 正美

仙台小児科医会より

平成23年3月11日14時46分、これまで体験したことのない揺れで始まった東日本大震災は、その後の津波により想像を絶する被害をもたらした。発災直後からのライフライン途絶、情報も十分に得られない中ではあったが、仙台市医師会からの診療早期再開の方針を受けて仙台小児科医会も可能な限り速やかな診療所再開を目指した。どのクリニックも被害を受けており、十分な診療は望むべくもないが、診療所を開ける限りの「てあて」を行い患者・家族の安心のよりどころとなるという意志を表したものである。また、宮城県小児科医会メーリングリストを通して小児科診療情報やこころのケア情報などを共有し、クリニックに掲載することで、情報発信の一端を担った。

被災早期にはどの診療所も受診できる人数は少なかったが、クリニックが開いているということでの保護者の安心感は非常に大きなものだった。診療所早期再開とクリニックからの情報発信は、実際の診察以上に不安を持つ患者家族に安心を与えることができたものと思われる。同時に、我々も受診した方や巡回した地域避難所の方から様々の励ましをいただき、かかりつけ医の存在意義を再確認させていただいた。

小児科医会は、阪神淡路大震災・中越大震災の経験から震災後の子どものこころのケアが重要となることを早期から認識し、日本小児科医会・日本児童青年精神医学会をはじめ各種学会のご支援を受け、災害時のこころのケア・子どものPTSD等についてのパンフレットの配布などの啓発活動を行った。これにより小児科医自身が心のケアに対して基礎的な知識を持ち、診療所から家族に向けて正確な情報を伝えようと考えたのである。

「日常生活を早く取り戻したい」「当たり前のことを当たり前にやりたい」被災直後に誰しもが感じたことであろう。乳幼児健診は、小児科医として日常的に行うことではあるが、病気でない子どもや家族と医師が接する稀有な場でもある。先の震災で、健診は災害時の情報収集・伝達の間として有用であり、さらに子ども・家族のこころのケアの間としても機能することが知られていた。集団健診の早期再開に協力するとともに、「子どもの成長・発達を実感し、医師にも健康相談ができる健診の間で、子どもの身体所見をとりながら児や家族に心理的な不安や危機がないかを探り、必要に応じて専門家の相談に結びつけられるように小児科医が働きかけてはどうか」という小児科医会会員からの提案を受けて、平成23年4月初めから乳幼児健診を子どものこころのケアにつなげる計画が始まった。

仙台小児科医会は阪神淡路大震災・中越大震災の報告を参考に、こころとからだの相談問診票を作成し、個々の診療所で行う乳児健診で活用できるように会員に配布すると同時に、1歳6か月・3歳児健診で児と保護者にアンケート調査を実施し、健診医や保健師がその記載をもとに健診の場面で子どもや家族の心理相談ニーズを拾い上げ、必要に応じて専門診療に結び付けることを仙台市に提案した。

仙台市の事業として開始されることに先行し、仙台小児科医会が幼児健診の間で子ども・家族に対しアンケート調査を行い、医会会員をはじめとする健診医の協力のもとに、健診現場で相談を開始したのは平成23年8月であった。

同様の試みは宮城県小児科医会から宮城県に対してもなされ、平成23年8月より名取市で10月には登米市の幼児健診においてもアンケート調査を実施し、日本小児科医会等の支援により派遣された臨床心理士が健診現場でアンケートを基に個別相談を行うという事業が開始されるにいたった。

甚大な被災においては、健診に赴くことだけでも負担が大きいことがある。今回の仙台小児科医会

の試みは、決して重篤な状態に対するケアを目指したものではない。健診の場面で子どもや家族に日常生活が普通に行われていることを実感させ、その中でそれぞれの被災体験から生じる不安や困り感を表出できる場があることを伝え、今後出現するかもしれない震災による PTSD への対応を早期より開始・啓蒙することにあつた。健診業務を更に過大にする恐れはあつたが、問診票を使うことで家族の困り感が表出しやすくなると共に聞き取りやすくなり、健診医が子どものこころの状態に気を配る意識が強くなったことは、家族のみならず業務に当たる保健師にとっても心強いものであつたという現場の声があつたことを紹介し、仙台小児科医会の取り組みについての報告を終えたい。

仙台小児科医会 会長 川村 和久
仙台小児科医会 震災心のケア担当 今 公弥

日本児童青年精神医学会より

東日本大震災から3年が経過しました。仙台市におかれましても、海岸部分を中心にして津波被害で多くの人命が失われ、建物、住宅、農地などの甚大な被害を被られた皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。また復興に尽力されている皆様のご健康と被災地域の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

私ども日本児童青年精神医学会では1995年の阪神淡路大震災以来、災害時の子どもの精神保健対策を担当する委員会が作られ、1999年に災害対策委員会を設置し、その後の災害や事件における子どもの精神保健対応を支援して参りました。東日本大震災では、震災直後のこころのケア活動が子どもにも対応できるように児童精神科医の参加を学会でも呼びかけ、多くの当学会会員が各被災地域での支援活動を行いました。またその時期の児童の心理的反応と対応方法についてパンフレットなどを作成し、配布させて頂きました。その後、被災直後の時期を過ぎて、行政機関や医療機関の機能が徐々に回復し、新たな支援機関が設置されるに従ってこれらの活動は集約されていきましたが、継続的な支援の必要な地域も数多く残されていました。なかでも、仙台市、岩手県、福島県からは学会に支援継続の要請があり、会員に呼びかけ、研修会を受講した上で、派遣調整を各自治体と学会災害対策委員会の間で行って、平成23年8月より40名の会員が延べ65回、各地域を支援させて頂きました。その後、東日本大震災中央子ども支援センターが立ち上がり、学会独自の調整は同センターが行うこととなり、当学会による調整は平成25年3月で終え、同センターの調整に学会は応える形となりました。

仙台市からは震災直後から仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぼーと）より被災地の状況について情報をいただき、また自治体から仙台市に派遣されたこころのケアチームに参加していた児童精神科医らからの情報提供もあり、「3歳児健康診査」および「子どものこころの相談」と明確な支援内容でしたので調整は円滑にすすみ、平成23年8月22日より児童精神科医の派遣が開始されました。その後、概ね1カ月に2回、延べ32回、22名の児童精神科医が、1回3日間の日程で宮城野区と若林区の3歳児健康診査および子どものこころの相談室において、保健師、心理士の方々と行動させて頂きました。3歳児健康診査では事前送付された「こころとからだの相談問診票」を回収して気になるお子さんやご相談希望のあるお子さんの相談を行ないました。この期間、子どもさんご本人との面接は126件、保護者の方との面接156件、教師や保育士、保健師との相談39件、研修会などでの講演5件などが主な支援内容です。

仙台市におかれましては被災時対応マニュアルが外部支援者用も含めて事前に作成されており、指示系統や支援内容が明確であったことが、外部支援者が行動する上で非常に役立ったように思います。また、現場の保健師、心理士らにおかれましても行動指針がしっかりと行き渡って子どもと家庭の支援が円滑に行われており、支援の中で沢山のことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

震災、津波被害からの直接的な影響から、次第に被災後の生活環境、社会環境からの影響が子どものこころに影響を与える時期となっているように存じます。こころの回復には時間を要し長期的な取り組みを要します。今後とも必要ときには学会としてご協力できればと考えております。被災された方々、支援されている方々が安息の日々を一日も早く取り戻されることをお祈り申し上げます。

目 次

はじめに

仙台小児科医会より

日本児童青年精神医学会より

| | |
|--|----|
| 第1章. 仙台市の概況 | 1 |
| 第2章. 被害状況の概要 | 2 |
| 第3章. 東日本大震災における子どもと保護者のための仙台市各関係機関の活動報告 | |
| 1 健康福祉局精神保健福祉総合センターの取組み | 5 |
| 2 教育委員会の取組み | 8 |
| 3 各区保健福祉センター・総合支所の取組み | |
| (1) 青葉区保健福祉センター | 10 |
| (2) 青葉区宮城総合支所 | 13 |
| (3) 宮城野区保健福祉センター | 16 |
| (4) 若林区保健福祉センター | 20 |
| (5) 太白区保健福祉センター | 25 |
| (6) 太白区秋保総合支所 | 28 |
| (7) 泉区保健福祉センター | 29 |
| 4 子供未来局の取組み | |
| (1) 仙台市の未就学児の人口 | 32 |
| (2) 幼児健康診査等母子保健事業について | 32 |
| (3) 児童相談所における取組み | 33 |
| (4) 保育所における取組み | 34 |
| (5) 児童館における取組み | 36 |
| 5 幼児健康診査等における子どものこころのケア | |
| (1) 幼児健康診査等における子どものこころのケア事業実施までの経過 | 37 |
| (2) 幼児健康診査における子どものこころのケア全体構成について | 38 |
| (3) 幼児健康診査における子どものこころのケア実施状況 | 41 |
| (4) 子どものこころの相談室 | 58 |
| (5) 今後に向けて | 61 |
| 第4章. 総括 | 62 |

資料

幼児健康診査における子どものこころの相談「こころとからだの相談問診票」

普及啓発用パンフレット（問診票裏面利用）

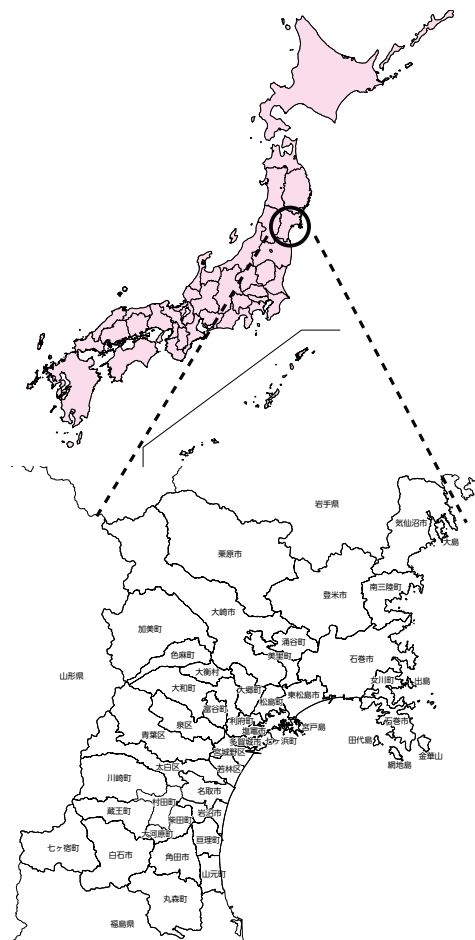
幼児健康診査等に係る子どものこころのケア検討委員会委員名簿

参考資料

第1章 仙台市の概況

仙台市の位置

仙台市は、東北地方の太平洋岸、中部に位置し宮城県の中央部に位置している。5つの行政区（青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区）がある。



仙台市の位置



仙台市の行政区

面積及び人口

仙台市の面積は平成23年3月現在、788.09km²となっている。

人口は、平成22年10月1日現在で、1,045,986人となっている。

本市の総人口を年齢3階級別で見ると、15歳未満の年少人口は13.1%、生産年齢人口（15～64歳）は67.2%、高齢人口（65歳以上）は、18.3%となっている。年少人口割合および生産年齢人口割合は減少し、一方で高齢人口割合は増加している。

仙台市の面積 (単位:km²)

| | 市域面積 | 構成比 |
|------|--------|--------|
| 仙台市 | 788.09 | 100.0% |
| 青葉区 | 301 | 38.2% |
| 宮城野区 | 62 | 7.9% |
| 若林区 | 50 | 6.3% |
| 太白区 | 230 | 29.2% |
| 泉区 | 145 | 18.4% |

年齢3階級別人口割合の推移 (単位:人)

| | 総数 | 年少人口 0～14歳 | 生産年齢人口 15～64歳 | 高齢人口 65歳以上 |
|-------|-----------|---------------|------------------|---------------|
| 平成7年 | 971,297 | 158,414 | 706,846 | 104,711 |
| | 100.0% | 16.3% | 72.8% | 10.8% |
| 平成12年 | 1,008,130 | 146,825 | 727,783 | 133,020 |
| | 100.0% | 14.6% | 72.2% | 13.2% |
| 平成17年 | 1,025,098 | 140,051 | 718,314 | 161,795 |
| | 100.0% | 13.7% | 70.1% | 15.8% |
| 平成22年 | 1,045,986 | 136,832 | 703,379 | 191,722 |
| | 100.0% | 13.1% | 67.2% | 18.3% |

年齢不詳が存在するため、年齢3段階の和と総数は一致しない

第2章 被害状況の概要

地震の概要

平成23年3月11日14時46分に三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7の最高震度を観測、市内においては宮城野区で震度6強、青葉区、若林区、泉区で震度6弱、太白区で震度5強を観測した。この地震による揺れは、震度6弱の宮城野区五輪では震度4以上の揺れが約170秒を記録されるなど、大きく長い揺れであった。さらに、この地震により太平洋沿岸に大きな津波が押し寄せている。

人的被害

東日本大震災による国内での死者は15,854名、行方不明者は3,155名である（平成24年3月11日現在、警察庁発表）。これは、これまでの大地震では戦後最大の死者数となった平成7年の阪神・淡路大震災の約6,500名をはるかに上回る死者数であったこと、そして、死者の死因の約9割が溺死であり、また行方不明者が多数生じていることが今回の大震災における津波被害の大きさを物語っている。

（平成25年9月30日時点）

| | |
|--------------|--|
| 仙台市民の死者数 | 987名（男性547名、女性440名） ※市外で死亡が確認された方174名含む |
| 市内で死亡が確認された方 | 908名（男性502名、女性406名） |
| 行方不明者 | 30名（男性17名、女性13名） |
| 負傷者 | 重傷276名、軽傷1,999名 |

※本市独自の集計のため、警察発表の数値と異なる場合がある。

建物被害

地震による地すべりや建物崩壊、津波による建物損壊等によって建物被害は、平成25年9月8日時点で全壊が30,034棟、大規模半壊が27,016棟、半壊が82,593棟、一部損壊が116,046棟が被害を受けていた。

また、東部沿岸地域を襲った津波により8,110世帯に浸水被害が生じた。（平成24年2月26日時点速報値）

仙台市の建物被害（平成25年9月8日時点）

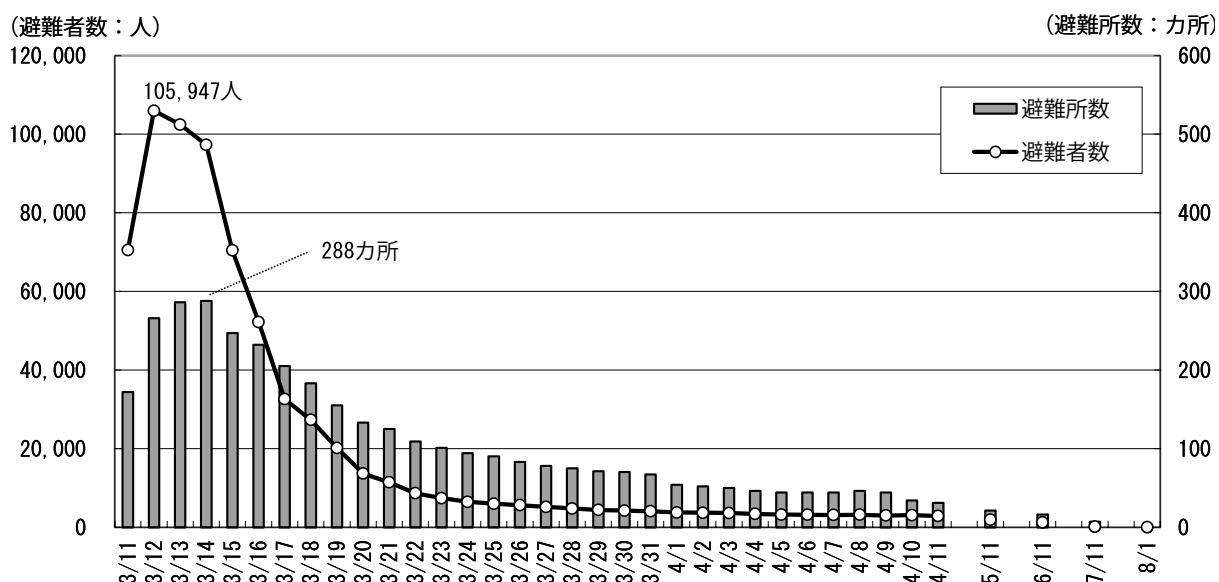
| | |
|-------|----------|
| 全壊 | 30,034棟 |
| 大規模半壊 | 27,016棟 |
| 半壊 | 82,593棟 |
| 一部損壊 | 116,046棟 |

避難者の状況

3月11日の地震発生後、市内ではほぼ全域で避難所が開設され、翌3月12日には帰宅困難者も含めると本市の人口の約10分の1にあたる10万人以上が避難所へ身を寄せていた。

避難所開設数は、3月14日がピークで288カ所となり、電気・水道・ガス等のライフラインや交通機関の復旧とともに避難者が減少し、さらに、その後の避難所集約や仮設住宅等への移動によっても減少し、7月31日には市内全ての避難所が閉鎖された（青葉区6月25日、宮城野区7月31日、若林区7月24日、太白区7月9日、泉区7月17日）。

避難者数・避難所数の推移



応急仮設住宅

仙台市では、避難生活が長期に及ぶとして健全な住生活確保のために応急仮設住宅の提供を行った。

【応急仮設住宅の種類】

①プレハブ仮設住宅

プレハブ工法によって建築される仮設住宅である。仙台市は、宮城野区に8箇所、若林区に9箇所、太白区に1箇所の用地を確保し、合計で1,505戸の仮設住宅を供給し、平成24年3月31日現在の1,498戸の入居となった。

②借上げ公営住宅等

「大規模災害における応急救助の指針」において、避難所生活が長期化しているにもかかわらず、

プレハブ仮設住宅の建設が著しく遅れる事情のある場合、厚生労働省と協議の上、公団、公営住宅を借上げて住宅の提供を実施することとされており、宮城県からの一部事務委任を受けNTT社宅やJR社宅等の企業社宅を供与された。平成24年3月31日現在の借上げ公営住宅入居決定戸数は、799戸である。

③借上げ民間賃貸住宅

上記借上げ公営住宅と同様、災害救助法に基づき既存の民間賃貸住宅の空き室を都道府県が借り上げ、被災者に無償で提供する応急仮設住宅である。平成24年3月31日現在の入居決定戸数は、8,619戸である。

第3章 東日本大震災における子どもと保護者のための各関係機関の活動報告

1 健康福祉局精神保健福祉総合センターの取組み

(1) はじめに

はじめに、今回の震災で被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、支援への御協力やあたたかいお心遣いを下さった方々に、厚く感謝致します。

精神保健福祉センターは、都道府県(含 指定都市)における精神保健および精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動を推進する中核機関であり、医師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士などの専門職を含む職員で構成される。また、対象の年齢制限はなく、子どもから大人まで広く対応することが可能である。今回の被災後、仙台市精神保健福祉総合センター(以下、当センター)では、この特長を活かして、全般的な震災後メンタルヘルス対策のみならず「子どものこころのケア」の一端をも担ってきた。

(2) 「こころのケアチーム」の活動

まず、全般的な震災後メンタルヘルス対策、特に「こころのケアチーム」の活動について述べる。

当センターは、発災後早期に情報を収集して、「こころのケアチーム」の活動を、平成23年3月14日より開始した。翌3月15日には厚生労働省へ派遣要請を行い、その外部応援チームに加えて、日本精神神経科診療所協会チーム、大学・医療機関などからスタッフ派遣をいただいで当センターチームが活動している。チームは、精神科医・保健師・看護師・心理士・精神保健福祉士の3-5名で構成しており、被災者のこころのケア(トリアージュを含めた診療・相談・情報収集)、震災後のこころの健康に関するチラシ配布・貼付などの普及啓発などを行っている。活動場所は、主に、津波被害が深刻で避難者も多い、宮城野区と若林区であり、当該区の保健福祉センターと密に連携しながら活動を展開した。

仙台市において比較的迅速かつ円滑にこころのケア活動を展開できた背景には、①震災に先立って平成20年度には既に「仙台市災害時地域精神保健福祉ガイドライン」を作成していた ②被災後極早期から情報収集を行い、それに基づいてチーム編成や派遣をほぼ同時進行で実施した ③市内のこころのケアは、当センターに窓口を一本化し、そのことを市の内外に周知しながらコーディネートしたことが挙げられる。

幸いにも市内の精神科医療機関の復旧が早かったため、チーム活動は、開始後約1週間で、精神医療の提供から精神保健活動中心のこころのケアへ移行することができた。活動17日目からは、避難所を巡回する形から半常駐の相談室をも開始し、平成23年6月半ばからは、応急仮設住宅入居と避難所の順次閉鎖に伴い、相談室は区保健福祉センターで行うこととした。さらに津波被災地域の在宅者や応急仮設住宅への訪問同行をも開始し、各区保健福祉センターの地域精神保健福祉活動をベースとしながら、被災者の実情に合わせて支援を継続している。

震災後のメンタルヘルス対策に関しては、他にも、支援ケースのレビュー、健康相談会、広報誌などを通

じての普及啓発、研修の企画・実施や講師派遣など、被災した一般市民のみならず支援者や職域などに対しても、さまざまな支援活動を行っている。

(3) 子どものこころのケア活動

震災後のこころのケアには多面的重層的な支援が必要であるが、これは子どものこころのケアにおいても同様である。また、基本的に、ケアを必要としている子どもと周囲に必要な支援を届けるということが重要と考えられる。これは、必要としていない子どもやケアを受ける準備の調っていない子どもにまで「こころのケア」をやたらに押しつけないということにも繋がる。具体的には、震災の影響がほとんどみられない子どもや、影響が多少みられても日常生活上の支障の少ない子どもは、保護者や教師、子ども同士などの関わりで回復する部分が大きいと考えられるため、子ども本人よりもむしろ保護者や教師など周囲に対するアドバイスやスーパーヴィジョン、普及啓発などの間接的な支援が重要と思われる。しかし、震災の影響が大きく日常生活上の支障が大きかったり、保護者など周囲の動揺が激しかったりする場合は、前述の支援に加えて、個別の相談や診療を中心とする直接的支援を要すると考えられる。また、これらの状態が、被災後の時間の経過に伴って反復性動揺性の変化を含むということも、大前提として念頭に置いておく必要がある。

さて、ここからは、前述のこころのケア活動と連動させながら、今回当センターが実施した子どものこころのケアに関する動きについて、時系列的に述べる。

平成23年3月、「こころのケアチーム」活動開始当初から、保護者および支援者（教師）向けの啓発チラシを作成し、主に避難所において配布した。内容は、震災後に起こり得る、大人・子ども・支援者の心身の変化とその対応である（「身体と心の健康のために」「震災後、こんな子どもさんはいませんか?」「被災されたお子さんをお持ちの御家族の方へ」「職員・支援者自身のメンタルヘルス」）。「こころのケアチーム」御参加の児童精神科医も診療して下さり、母子保健を担当する各区家庭健康課とも密に情報交換した。また、その他の関係機関・部局にも、子どもたちに起こり得る反応や必要と思われる対応などについて連絡し、ともに考え体制を取ろうとしたものの、反応には差が大きかった。

4月は、上旬～中旬にかけて避難所が大規模に統合され、22日までには小中学校の新学期が開始された時期である。この月の上旬に児童精神科医・保健師・心理士から成る「子どものこころのケアチーム」を立ち上げ、沿岸部の避難所・保育所・児童館などを中心に巡回して、相談や診療を行った。また、保育所や児童館へ、ニーズを拾うための働きかけ、すなわち、震災の子どものメンタルヘルスに対する影響を習知し、私たちが出来ることを提示した上での問いかけを行った。また、繰り返し放送された、NHK総合TVの「東北ライフライン情報」（「震災後のメンタルヘルス」「被災した子どものメンタルヘルス」）などへの出演も、啓発に役立った。

5月には、下旬に幼児健康診査が再開されている。4月に拾ったニーズに基づき、訪問・電話での助言・研修など、要請先の要望に応じた形で、保育所や児童館を支援した。また、市教育局および児童相談所と当センターとの間で会議が開催され、児童・保護者・教職員のこころのケアを目的とした、津波被害の著しい小学校4校への支援（被災4校支援）を要請された。さらに、乳幼児健康診査にあたる職員や、幼稚園職員などへの研修も実施した。また、日本児童青年精神医学会災害対策委員会の児童精神科

医らにアドバイスをいただきながら、市子供未来局とともに、「子どものこころの相談室」の企画を開始した。

6月には、応急仮設住宅への入居が本格化し、また、被災後3か月を迎え、弔慰金などの申請手続き上は行方不明者を死亡とみなせる時期となった。このことは、その後の盆の訪れ同様に、行方不明の家族や親族をどう捉えてどのように心理的な区切りをつけるかという課題を被災者に負わせることとなっている。この月に、市内の児童精神科医らによる被災4校支援（定期的訪問ならびに各校の実情に合わせたスーパーヴィジョンや医学相談、研修など）と情報交換会を開始した。

7月、市内に設置された全避難所が、月末をもって閉鎖された。子どものこころのケアとしては、従来のケアチーム活動に加えて、宮城野区で「子どものこころの相談室」を開始し、幼児健康診査に際して相談が必要と思われた母子や保育士などからの診療・相談に応じた。また、幼児健康診査と一部連動した「子どものこころの相談室」（後述）の本格実施を前提とした、乳幼児健康診査関係職員対象の研修が実施された。

8月からは、市内全区を対象とした「子どものこころの相談室」を開始し、日本児童青年精神医学会より応援医師の派遣をいただいて、診療・相談を行っている。

9月以降は、児童館職員・PTA・教職員・一般市民その他の研修などに対する講師派遣を行うとともに、「子どものこころの相談室」、被災4校支援ならびに情報交換会をも継続している。

(4) おわりに

今回の被災は未曾有の被害をもたらし、子どもたちのこころに与える影響の大きさも看過できない。我々の関わりから見える彼らの現状は、幼児健康診査における子どものこころのケア実施状況ならびに子どものこころの相談室実施状況の項に譲るが、被災それ自体に加えてその後に生ずるストレスの影響もあいまって、ケアが必要とされる子どもたちや取り巻く大人たちとの出会いがこの先も相当期間続くであろうことは、想像に難くない。また、相談の場が身近になったことが、震災とは直接的関連の薄い相談の掘り起こしにもつながっている。

復興においては、被災前の状態への単なる復旧ではなく、「被災前よりも良いものを作る」ことがキーワードの一つとなっている場合が少なくない。今回構築されたシステムを、実情に合わせてときに形を変えながらも細く長く継続することが、子どもと取り巻く大人たちへの支援の一助となるよう願ってやまない。

2 教育委員会の取組み

市立学校199校のうち、重度の被災を受け、校舎全体が使用することが危険であると判断されたのが19校、体育館の全体の使用が危険と判断されたのが25校、また、近隣住宅地の地すべりによる二次被害の危険から校舎を使用できなくなった学校が1校、津波被害に遭った学校が5校（校庭への浸水含む）生じるなど、甚大な被害が生じた今回の震災では、多くの児童生徒が強い恐怖感や不安感を経験した。中でも、津波により大きな被害を受けた荒浜小学校や中野小学校、東六郷小学校、高砂中学校では、校舎の屋上等に避難した児童生徒たちが、地域の人々が津波に飲まれていく様子を目撃し、家族や親戚を亡くした児童生徒も多くいた。

このような壮絶な経験をした児童生徒に対しては、特にこころのケアを積極的に行う必要があり、そのためには学級担任や養護教諭等の教職員と、スクールカウンセラーや児童精神科医等の専門家が連携し、発災後速やかに対応を開始するとともに、中長期的な視点で取組みを行う必要があった。そこで、教育委員会では、阪神・淡路大震災以降の教訓や取組みを参考に、児童生徒のこころのケアに適切な対応を行うため、さまざまな取組みを実施してきた。

(1) 仙台市児童生徒の心のケア推進委員会

教育委員会では、児童生徒のこころのケアを適切に推進していくために、精神科医や大学教授、臨床心理士等の専門家に、児童相談所所長や精神保健福祉総合センター所長等を委員に加え、平成23年7月に「仙台市児童生徒の心のケア推進委員会」を発足し、継続的に協議を進めてきた。児童生徒のこころのケア推進計画の策定や具体的なこころのケアの取組み、こころとからだの健康調査の実施等について、専門的な助言と関係機関との連携等により、児童生徒の実態に即した対応を図ることができた。また、個人記録票の作成や全ての児童生徒が9年間継続して行う健康調査の実施など、中長期的に支援していくための具体的な取組みを進める上での貴重な話し合いの場となった。

(2) スクールカウンセラーの配置拡充と未配置校への派遣

平成23年度より、津波被害が甚大だった学校（※支援対象校）へのスクールカウンセラーの配置日数等の拡充を行い、よりきめ細かい専門的な児童生徒へのこころのケアに努めている。また、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を活用して、スクールカウンセラーが未配置であった小学校39校にスクールカウンセラーを派遣し、県内外の被災地からの1,100名弱の転入生への支援も含め、全ての学校でカウンセリングが受けられるよう教育相談体制の強化を図っている。

※支援対象校…津波被害に遭った小学校6校、中学校3校、計9校。

荒浜小、中野小、東六郷小、岡田小、六郷小、七郷小、高砂中、六郷中、七郷中

(3) 心のケア緊急支援チーム等の派遣

教育委員会では、平成16年度より事件・事故等の危機的状況の発生後、緊急支援スクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒、保護者、教師等のこころのケアを行い、できるだけ自然に日常生活を取り戻すことを目的とし、こころのケア緊急支援を実施してきた。

平成20年度に作成した「心のケア緊急支援対応マニュアル」に基づき、発災から8日後の3月19日より

被災程度の大きい学校を中心に第1次心のケア緊急支援チームの派遣を開始した。心のケア緊急支援チームは、派遣されるスクールカウンセラーと教育委員会職員で構成され、スクールカウンセラーは教職員と協力して児童生徒の精神状態の確認やケアを行うとともに、保護者や教職員に対し、児童生徒への接し方やこころのケアの実践方法等について助言を行った。第1次派遣では、急性ストレス症状のチェックを行い、延べ233名の児童生徒と面接を行った。4月21日には第2次派遣を開始し、児童生徒の面談だけでなく、スクールカウンセラーによる保護者や教員への児童生徒のこころのケアに関する助言等も行い、平成23年度は第7次まで派遣した。平成24年度は、精神科医、臨床心理士、教育委員会職員で構成されたこころのケア支援チームを4チーム編成し、延べ36校、43回の支援チームの学校派遣を行った。

また、精神保健福祉総合センター所長と市内精神科医の協力により、支援対象校への定期的な精神科医派遣を行い、専門的な助言を得ながら継続的に支援を行っている。

(4) 教職員によるケア

本市では、被害が甚大な学校を除き、発災からちょうど1か月目の4月11日に小学校と中学校が授業を再開した。学校の再開は、授業や友人との遊びを通して児童生徒が日常生活を取り戻し始めるきっかけとなり、そこから教職員による児童生徒の本格的なこころのケアの取組みも始まった。今回の震災においては、学校が再開する前から教職員による積極的なこころのケアの取組みとして、臨時休校中、教職員が児童生徒の自宅や避難所を訪問し、児童生徒の様子を確認するとともに励ましの言葉をかけるなどの取組みを行った学校が多数あった。

発災翌月は例年どおり教職員の人事異動の予定があったが、津波により被災した児童生徒へのケアや避難所運営の課題もあったことから、教育委員会は教職員の人事上の配慮も必要であると判断し、被災校の管理職や親を津波で亡くした児童生徒の担任等はできる限り異動させない方針を決めた。異動を予定していた教職員の留任や兼務発令、退任する管理職の再任用などを行うことにより、児童生徒に対し新年度以降も継続的に対応することができる体制を取った。

また、教職員一人ひとりがこころのケアに関する知識を深め、対応力を強化できるよう、教職員対象の研修会を平成23年度16回、平成24年度9回実施した。この研修会では、学校全体で児童生徒のこころのケアに取り組む体制を構築するため、学校長、管理職、学級担任、養護教諭などの職種・役職ごとに、役割に応じた内容の研修を実施したほか、阪神・淡路大震災等でこころのケアに携わった専門家を迎え、これから子どもたちに起こりえる症状やその際の接し方等について研修を実施した。これらの研修を通して教職員はこころのケアに関する理解を深め、適切な対応に繋げることができた。

3 各区保健福祉センターの取組み

(1) 青葉区保健福祉センター

青葉区の概要

青葉区は、都心から宮城地区がある山形県境まで北西方向に帯状に広がり、広瀬川の清流が35kmにわたって区内を東西に貫いている。市の5区の中で、人口、面積とも最も大きく、近代的な都市機能と豊かな自然環境が共存する「多様性」が区の特徴となる。

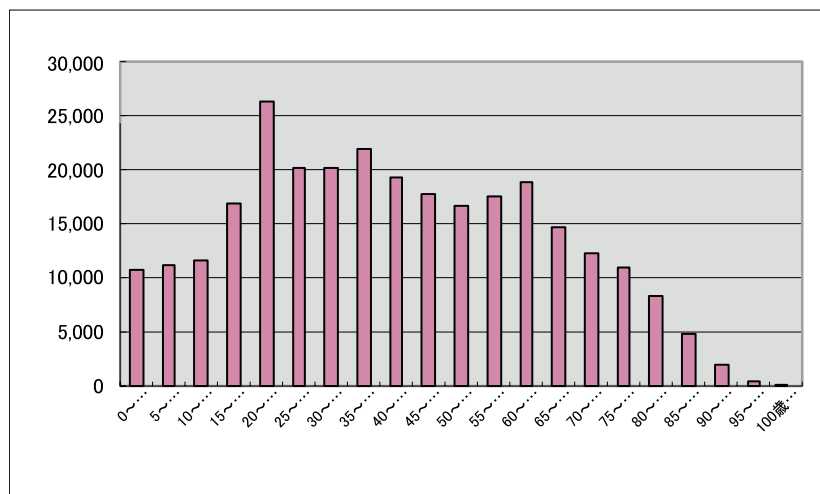
青葉区の都心部は、東北地方の中核的な役割を担う行政機関・金融機関・事務所・商店などが集中し、市内外から多くの通勤者や買い物客が集まっている。また、市街地とその周囲には、古くからの住宅地や商店街があり、さらに北西の丘陵地帯には、新旧の住宅団地群が広がっている。

区内には東北大学をはじめ多くの大学、研究機関、専門学校があり、「学都仙台」を代表する文教ゾーンを形成している。そして、博物館、科学館、仙台文学館、せんだいメディアテークなどの教育・文化施設も多く、また、国際文化交流の拠点施設である国際センター、高齢化社会の活動拠点施設であるシルバーセンターや福祉プラザ、高度情報化社会に対応した情報機能や産業支援機能を備えた情報・産業プラザが設置されている。

青葉区の人口の状況 (平成 22 年度国勢調査)

| 人口 | | | 世帯数 |
|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 291,436 | 140,339 | 151,097 | 144,125 |

| | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|-----|--------|---------|--------|
| 青葉区 | 33,786 | 196,688 | 54,091 |



5歳階級毎人口 ※各人口には宮城総合支所管内人口を含む

青葉区保健福祉センターにおける子育て支援の特徴

東北一の繁華街を抱える青葉区では、性風俗関係の仕事に従事している若年者や未婚者のいわゆる特定妊婦が増加している。住民票のない方や妊婦健康診査未受診の飛び込み出産も少なくない。医療機関や児童相談所、警察や教育機関、生活保護課や他市町村等と連携しタイムリーな支援を心掛けながら日々対応している。

また、青葉区は転勤族や核家族が多く、母親の孤立が心配されている。母親の孤立予防や育児不安

を軽減する目的で、育児支援情報誌「おさんぽまっぷ」を作成し、区役所窓口や地域の子育てサロン、関係機関等で配布し、区のホームページからもダウンロード出来る様にしている。そのほかにも育児相談会や双子・三つ子子育てセミナーでの交流や地域資源の紹介をしている。

子育て支援に関係する地域づくりとしては、育児支援関係機関連絡会議や地域子育て支援拠点施設「のびすく仙台」等との連携事業を行っている。育児支援関係機関連絡会議は、平成19年度より区内14地区で開催し、虐待予防、早期発見、子育て環境の整備について話し合いをしている。震災後は、会議の見直しを図り、現在4地区で継続開催している。

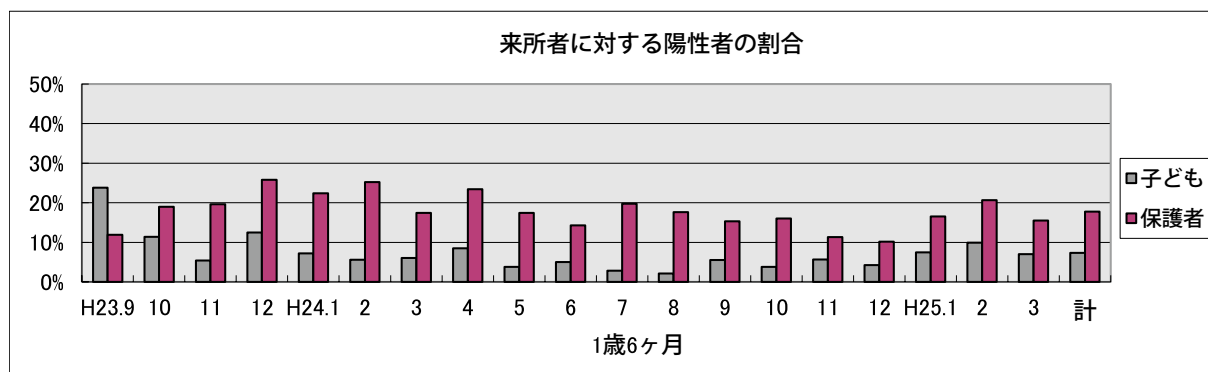
地域の育児支援関係者とつながる機会として地域子育て支援拠点施設「のびすく仙台」や地域での子育てサロンや児童館と連携し、健康教育や育児相談を実施している。子育て世代のニーズを把握するとともに、地域の育児支援関係者とつながる機会となっている。

学徒仙台の中心的な区として、仙台市内で学ぶ外国人留学生の約半数が青葉区内に居住している。その中には、家族で来日する方や、日本での出産や子育てを希望する方も多くなっている。母子健康手帳の交付時や転入手続きの際、また、新生児訪問や乳幼児健診、育児相談等においてわかりやすく丁寧な対応を心掛けている。さらに、平成21年度から年1回、東北大学主催の外国人留学生を対象とした講座の中で母子保健事業をテーマに講話を行っている。

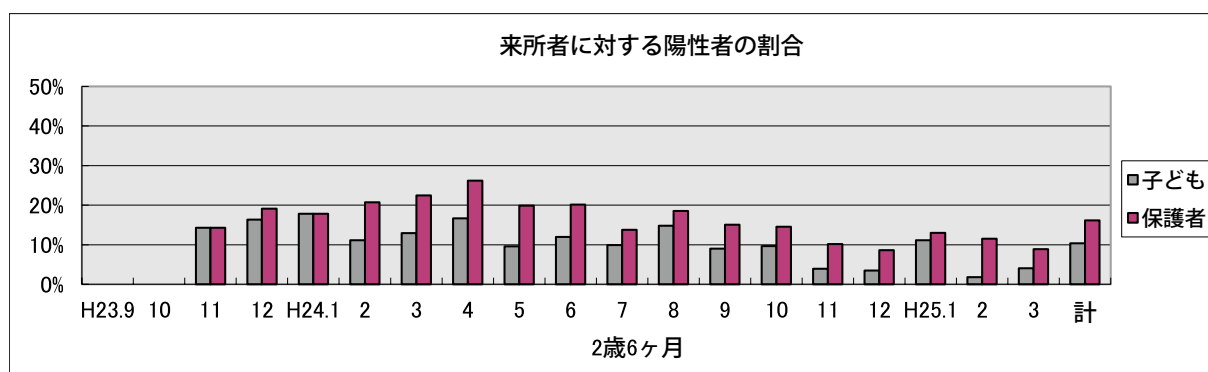
青葉区保健福祉センター幼児健康診査におけるこころのケア

青葉区保健福祉センター各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、下記の①～③の図の通りである。集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

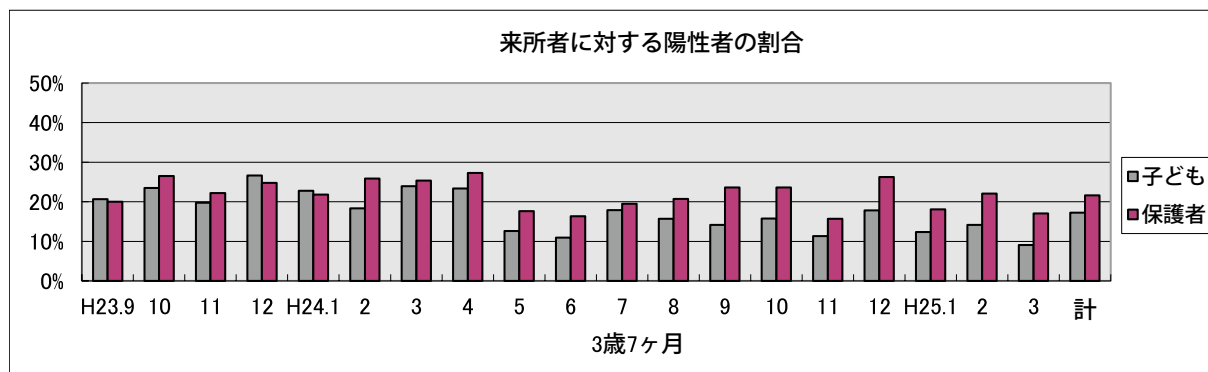
①1歳6か月児健康診査（児及び保護者陽性率）



②2歳6か月児歯科健康診査



③3歳児健康診査



青葉区保健福祉センターにおいて「震災後の子どものこころのケア」を実施して

震災後、青葉区への避難者は、他区からの転居や、近隣及び沿岸部の市町村や原発の影響による福島県からの避難、さらに自主避難の方も多い状況である。また、復興関連事業に伴っての人口流入もみられる。

・被災者交流支援事業「うえるかむあおば」の開催

仙台市外から青葉区に避難している就学前の親子を対象に、育児の不安の軽減や気持ちのリフレッシュを図る目的で、ワークショップや交流会、ヨガや親子遊び等の被災者交流支援事業を行った。福島県から避難中の親子が多く、これまでの経過や気持ちを話すことで、「気持ちの整理がついた。」「すっきりした。」「リラックスできた。」との感想が聞かれている。参加できない方々にも情報誌「うえるかむあおば通信」を作成し子育ての情報提供を行った。

・借上げ民間賃貸住宅への家庭訪問について

不慣れな地域での生活を行っている方々への家庭訪問を実施し、育児相談や地域の子育てに関する情報を伝え、安心して育児が出来るようにサポートした。

・借上げ公営住宅での講座について

青葉区内の借上げ公営住宅（角五郎住宅）において親子で楽しむレクリエーション及び健康相談を実施し、地区民生委員や町内会との交流を図った。

・「福島ママともサロン」について

地域子育て支援拠点施設「のびすく仙台」が主催する「福島ママともサロン」や「ママともサロン junior」に参加し、仙台市での生活が子育てしやすい環境になるように育児情報を提供し、併せて育児相談等を行った。

・妊産婦・乳幼児等訪問栄養指導、離乳食教室について

訪問栄養相談では、震災後、放射能への不安からくる質問（水道水は大丈夫か、ベビーフードの安全性等）が増えた。また、離乳食教室では、3,4ヶ月育児教室中止の時期があったため、母親同士の交流を求めている参加者が多く、情報交換タイムが大変好評だった。

(2)青葉区宮城総合支所

宮城総合支所の概要

青葉区の西部に位置する宮城地区は、旧宮城町の地域であり、昭和62年度の合併後、現在は青葉区宮城総合支所の所管区域となっている。宮城地区の面積は区の86%を占め、山形県境に接しており、東部は、大規模な宅地開発と区画整理が行われ人口が急増しているほか、郊外型商業施設の集積が進んでいる。愛子及び周辺地区は、JR仙山線に加えて、国道48号仙台西道路の整備によって交通の利便性が向上し、JR愛子駅・宮城総合支所周辺などを中心に商業・業務機能等の整備や人口の増加が進んでいる地域である。

宮城総合支所管内の人口(平成22年度国勢調査)

| 人口 | | | 世帯数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 68,009 | 32,583 | 35,426 | 24,055 |

※詳細については、青葉区管内の人口を参照

宮城総合支所保健福祉課における子育て支援の特徴

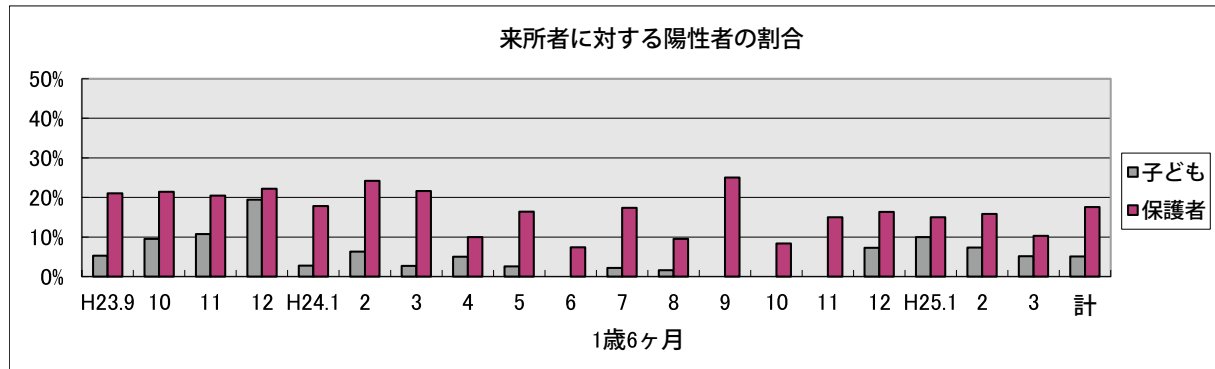
宮城地区において錦ヶ丘、栗生西部、高野原など近年開発された宮城地区東部の団地では、市外等からの転入により、若年層を含めた人口の増加が顕著である。そのため、小学校・中学校の分離、新設が進められるなど学齢児以下の人口割合は宮城地区がトップであり、乳幼児人口も宮城野区に続き高い割合となっている(H25.4.1現在)。子育て世代は身近に育児支援者や友人がいない孤立しがちな環境にあり、育児不安や育児ストレス等の育児問題を抱えている家庭が増加している。近年は、問題も複雑化しており、支援ケースも増加傾向にある。また、乳幼児人口は今後も高い割合で推移していくことが予測されており、多方面からの子育て支援に力を入れている地域である。

その活動の1つとして、子育て支援関係機関による子育て支援ネットワーク会議を実施し、顔の見える関係を作り、支援機関の連携を強固なものとしている。また、外に出て仲間と知り合うツールとして「宮城地区お散歩マップ」を作成し配布することで、母子の孤立の予防を図っているほか、子育て中の母親が中心となってイベントやサロンを実施している「ママ企画」の支援を積極的に行い、母親自身による地域の子育て力の向上を図っている。

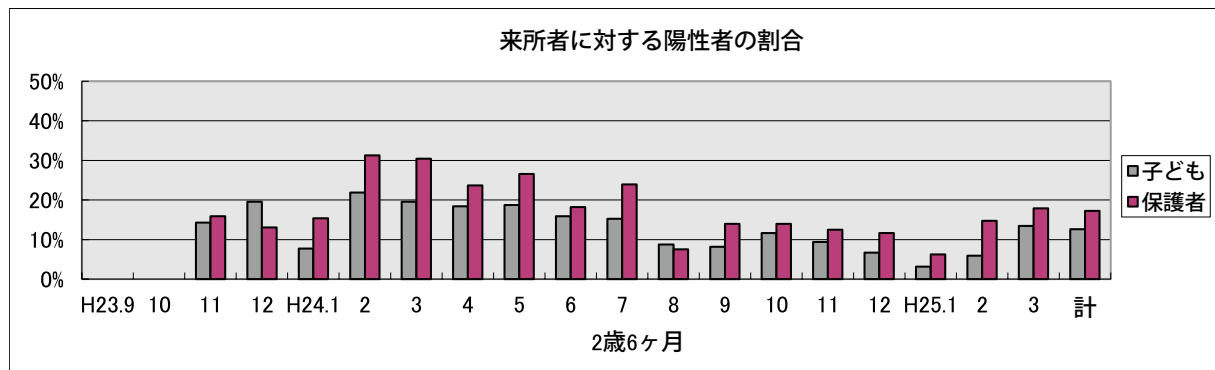
宮城総合支所幼児健康診査におけるこころのケア

宮城総合支所各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、下記の①～③の図の通りである。集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

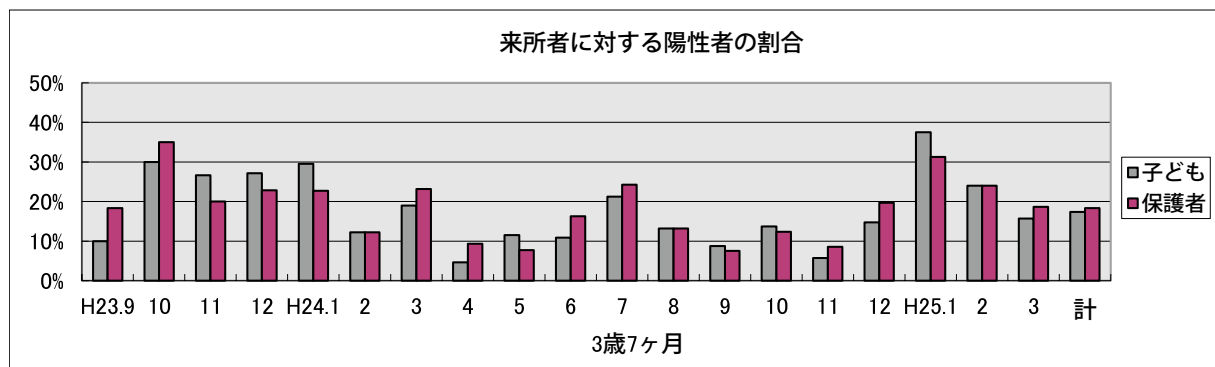
①1歳6か月児健康診査（児及び保護者陽性率）



②2歳6か月児歯科健康診査



③3歳児健康診査



宮城総合支所において「震災後の子どものこころのケア」を実施して

宮城総合支所管内は、地すべりや家屋の損壊はあったものの、津波の被害は受けておらず、沿岸部と比較すると被災程度が大きくなかった地域である。そのためか、幼児健康診査等から「子どものこころのケア」を実施して

ろの相談室」に繋がったケースはなかったが、震災後の悩みが全くないということではない。幼児健康診査対象児の兄姉の問題を相談する保護者や、近親者を震災で失った保護者が、育児不安や育児負担などの問題、夫婦関係の問題などを幼児健康診査で訴えている。

「(大きな被害を受けた被災者と比較して)自分はまだ軽いほう…自分が相談するべきではない」と考えている“声をあげられない保護者”がいること、保護者自身の被災は軽度でも、震災により家族関係の変化が起因している場合があることなどを支援者が視野に入れ、幼児健康診査等で適切に把握し支援する必要がある。

今後 H26. 27年度に復興支援住宅が管内に開設され、他区での子育て中の被災者が転居してくることが予想される。被災した方々が新たな生活環境になじめず孤立した育児とならないように地域全体で支援できるようなコミュニティを目指し、心理社会的支援を行う必要がある。

(3) 宮城野区保健福祉センター

宮城野区の概要

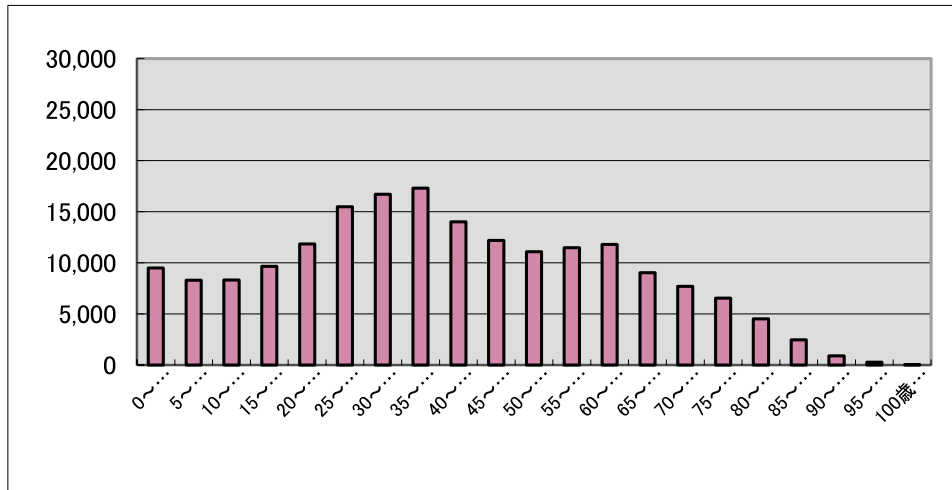
宮城野区は、仙台市の北東部に位置し、新しい都心として整備の進む仙台駅東地区から国際拠点港湾である仙台塩釜港にかけて広がる区域である。

仙台駅の東側で本市の都市機能の一部を担う「都心および周辺地域」、比較的早い時期に開発され成熟した住宅地が広がる「丘陵住宅地域」、県民の森などの自然環境や豊かな田園、さらに新しい住宅地も形成されつつある「北部住宅・田園地域」、仙台塩釜港を中心に物流と産業の拠点になる一方、豊かな田園地域や住宅地域も併せ持つ「東部住宅・産業・田園地域」から構成されている。

宮城野区の人口 (平成 22 年度国勢調査)

| 人口 | | | 世帯数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 190,473 | 93,599 | 96,874 | 85,925 |

| | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|------|--------|---------|--------|
| 宮城野区 | 26,106 | 131,564 | 31,426 |



5歳階級毎人口

宮城野区保健福祉センターにおける子育て支援の特徴

宮城野区は、JR東北本線・仙石線、国道45号線が縦断しており交通の利便性が良く、比較的家賃が低い賃貸住宅が多い。また、小鶴新田駅や仙台駅東口周辺等は、高層マンションが多く建設され、戸建て住宅も分譲されるなどこの数年変化しており、転入者が多い。さらに母子生活支援施設等から退所して住居を構える方もいる。また、人口構成は、乳幼児と子育て世代の割合が多く、出生率は仙台市人口千対8.4に比べ、宮城野区は10.5と高い(平成23年人口動態より)。

核家族や地域コミュニティの希薄化から、住民は孤立しやすく、ストレスを抱えている家庭が増えている。子育て世代も同様で、育児不安や育児負担などの困難さを抱えながら生活している家庭に出会うことが多い。

さらに、児童虐待、DV、子どもや保護者の疾患や障害、経済的問題など家庭が抱える問題は多種多様で、かつ重複化した問題から支援を要する家庭が多く、市内の中でも児童虐待による要保護児童世帯が多い区である。その対策の一つとして、区内を5地区に分け子育て支援児童虐待防止ネットワーク

会議を毎年開催している。また、個々のケース支援について話し合うケース検討会議も数多く行われており、子育て支援関係機関同士が連携を図り、子供達がすこやかに育つ環境づくりが活発に取り組まれている。

東日本大震災では、宮城野区で震度6強を記録するなど、区内各地域で大きな被害が発生した。区内内陸部は、建物の倒壊被害が甚大であり、特に東部地域は津波により壊滅的な被害を受け、多くの方が犠牲となった。

太平洋に面している宮城野区では、蒲生干潟、長い海岸線を利用した海岸公園、歴史的資源である貞山運河など、多くの海の恵みも被害を受けた。

震災直後、幼児健康診査等すべての母子保健事業を中止し、保健師は避難所の巡回相談や津波浸水地域の家庭訪問、庁内での電話や窓口の相談に対応をした。

避難所に避難した乳幼児家庭は、沐浴や離乳食に対応できない、周りに迷惑をかけるからと震災後の数日から数週間で姿が見えなくなった。ライフラインが途絶え、放射能の不安も加わり、さらに宮城野区外へ避難したため、当初は子育て家庭の生活状況、問題がみえにくかった。

区役所では、市民や関係機関等から様々な問い合わせや相談が相次いだ。多くは中止している健康診査や予防接種の問い合わせだったが、今後の見通しがたらずはっきりとした返答がえられず、苛立ちの声をあげる市民もいた。言葉を失う重い内容や日常的な簡単な問い合わせなど様々な問題への対処に職員は戸惑い、必死に対応した。

津波浸水地域のある当区は、災害対策の見通しがみえないなか、母子の姿を確認するため、早期に母子保健事業を再開することが必要と判断し、平成23年4月から5月にかけて順次通常の事業を再開した。母子保健事業から、乳幼児を持つ家庭が避難所に長期滞在できず、実家へ避難したり震災後様々な困難に直面しながら生活してきた様子が具体的に見えてきた。

震災前後の1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の受診率の平均が平成22年度では93.0%、23年度が92.4%とほぼ同率であったことは、幼児健診に対する期待が高いことが伺えた。

2歳6か月児歯科健康診査の受診率は、90.9%から85.9%に低下した。

震災後宮城野区内の津波浸水被災者や太平洋沿岸部他市町村からの避難者がプレハブ仮設住宅や借上げ民間賃貸住宅に転入し生活している。応急仮設住宅入居者は、今後の生活再建にむけ、生活は落ち着かない状況にある。

また、震災関連の瓦礫の撤去、建築関係の仕事を求めて、子育て世代が転入してきている。複数の問題を抱え経済的にも脆弱な家庭が増える傾向にある。

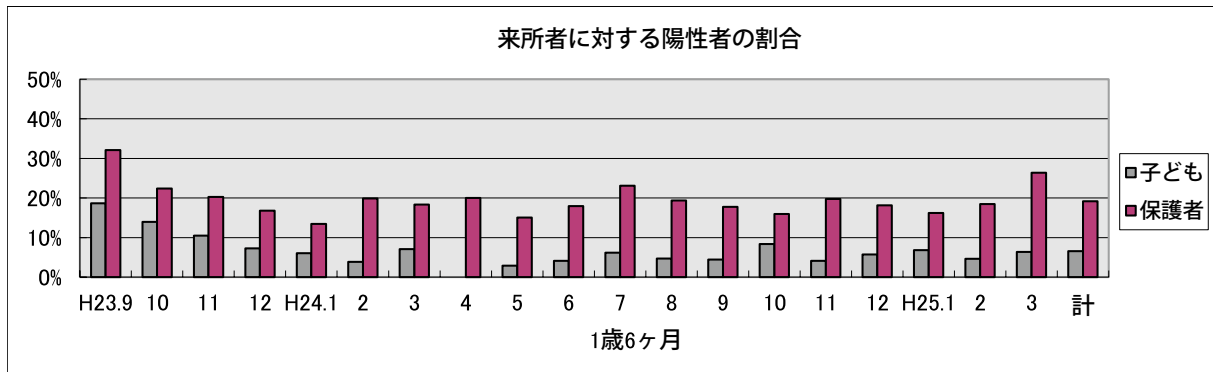
そのような状況を踏まえ当区では、仙台市社会福祉協議会中核支え合いセンターやNPOの子育て支援団体が実施している被災者向け子育てサロンに協力している。

さらに東北福祉大学の協力を得て臨床心理技術者と地区担当保健師が浸水地区にある子育て支援機関や子育てサロンに出向き、巡回相談を実施している。

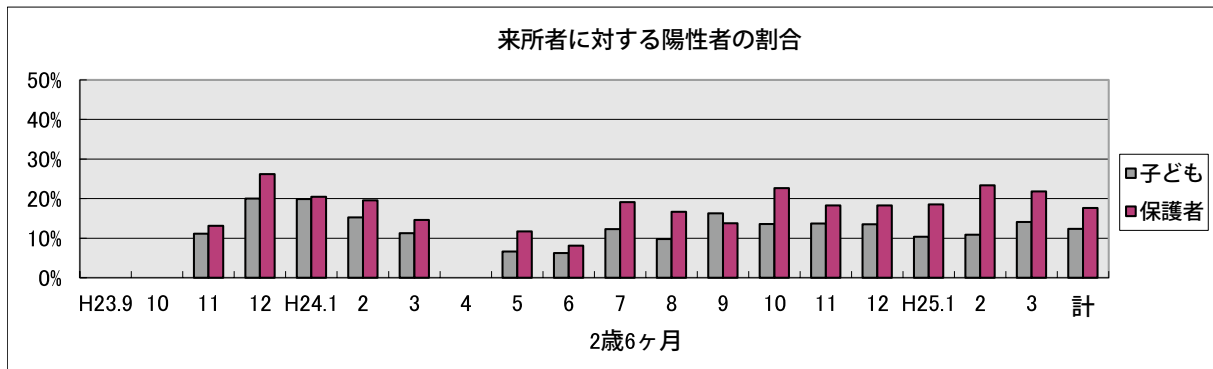
宮城野区保健福祉センター幼児健康診査におけるこころのケア

宮城野区保健福祉センター各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、次ページの①～③の図の通りである。集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

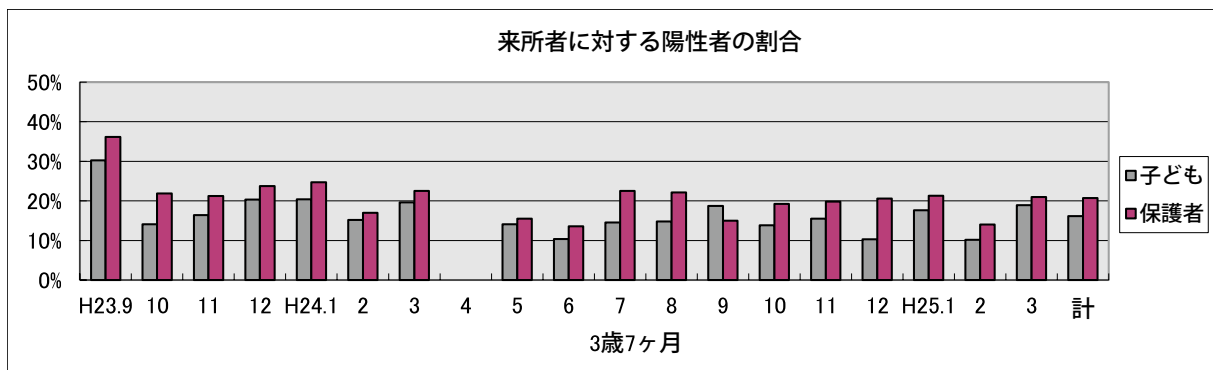
①1歳6か月児健康診査 (児及び保護者陽性率)



②2歳6か月児歯科健康診査



③3歳児健康診査



宮城野区保健福祉センター3歳児健康診査における「子どものこころの相談」について

宮城野区では、津波被害があり震災の被害が特に甚大であったため、児童精神科医が3歳児健康診査と同時に専門相談を実施した。

・23年8月から24年2月末まで

予約12件、当日32件、合計で44件の相談があった。(開催数13回 / 平均相談者数3.4人)

この時期は、保護者の不安が強く、3歳児健康診査から相談を希望する方が多かった。

相談では、震災時親子で津波に流された、浸水域を歩いてご遺体を発見するなど壮絶な被災体験が語られた。

予約相談は、12名中8名が4歳以上、6名は区外からの被災した転入者であった。

当日相談32件は、震災後の子どもの過敏な反応・問題行動(夜泣き、しがみつきの等)を心配したも

のであった。保護者が不安定さを抱えているため、保護者自身の相談も多かった。

処遇結果は、当日終了が29件、訪問や再相談など継続支援15件。

・24年3月から25年2月まで

予約21件、当日17件で合計38件の相談があった（開催数21回 / 平均相談者数1.8人）

この時期は、震災から1年が過ぎ、3歳児健康診査当日からの相談者数、予約件数ともに減少した。24年夏頃から徐々に震災に関連した主訴は少なくなり、一般的な育児ストレスを訴える保護者が多くなった。

予約相談は21名中12名が4歳以上であった。

処遇結果は、当日終了24件、継続支援13件であった。

相談者の背景としては、以下のとおりである。

子どもの精神発達の問題や問題行動からくる育てにくさに対するストレス。

祖父母との同居や夫との関係等家族関係。

震災後の転居による環境変化の不適應による孤立、生活再建等の将来の不安。

家族の精神疾患の既往、保護者の不眠・不安。

震災時の自分の行動に対する自責の念や迷い。

課題と感じられたことは、問題を潜在させないためタイムリーな相談と相談しやすい環境づくり、健康診査の対象児の兄弟の問題、長期的な相談体制等である。

・こころの相談 in 高砂（会場：津波浸水地区にある保健センター）を開催

事前に地区担当保健師が子育て関係機関等7箇所を訪問し、現在の様子を伺いながら、日頃の活動の中で気になる親子に相談を勧めてもらった。4件相談あり。他に関係者も2名見学、現在自分が支援していることが子どもの将来にどのように影響するのかが不安などの相談があった。

宮城野区保健福祉センターにおいて「震災後の子どものこころのケア」を実施して

児童精神科医による子どものこころの相談は、保健師をはじめとする支援者のスーパーバイズの役割として大きな意義があった。

大震災被害があまりにも甚大で支援者側の戸惑いも大きく、当事者の重い体験を聞くことは、支援者にとっても精神的な負担が大きく二次的なトラウマ体験となる怖れがあった。3歳児健康診査において、児童精神科医が直接専門相談を行うことがスタッフの安心感となった。

児童精神科医と相談者の相談内容や支援について共有できたことは、保健師等が震災という事態に迷いを抱えながらの支援の中で、自信を持って保護者へ対応することを可能とした。

震災後の子どものこころのケアは、平成25年8月で3年目となった。当区では、未曾有の震災により、把握しがたくなっていた母子を通常の母子保健事業を早期に再開することで把握できた。

今後、当区でも復興計画に基づく復興公営住宅が整備される。新たな地域で孤立した育児にならないよう関係者と連携し、ポピュレーションアプローチをすすめていきたい。また、地域住民を対象としたこころの健康づくりや、震災のステージや、生活環境の変化に応じた支援を行っていきたい。

(4) 若林区保健福祉センター

若林区の概要

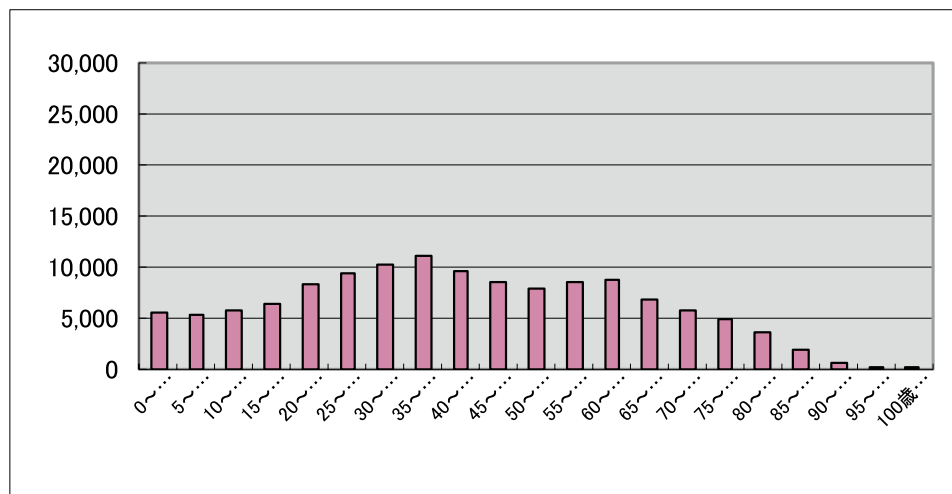
若林区は、仙台市の東南部に位置し、北は宮城野区、東は太平洋に面し、西は青葉区、南は広瀬川及び名取川に沿って太白区と接するとともに、名取川流域では、名取市とも接している。人口は約13万人、面積は約50km²となっている。区域は、都心の一部と市街地からなる「都心及び周辺地域」、その東側からさらに仙台バイパスを挟んで住宅地が広がる「郊外住宅地域」、北部にあり流通・工業地帯を形成している「産業・交流地域」、そして太平洋に面した広大な「田園・海浜地域」からなる。海浜地域には、深沼海水浴場、サイクリングロード、海岸公園冒険広場などがあった。

東日本大震災では震度6弱を記録し、太平洋に面した東部地域は津波により、荒浜付近にある深沼海岸漁港や住宅地をふくむ地域では壊滅的な被害を受け、多くの方が犠牲となった。

若林区の人口 (平成22年度国勢調査)

| 人口 | | | 世帯数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 132,306 | 65,203 | 67,103 | 58,914 |

| | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|-----|--------|--------|--------|
| 若林区 | 16,833 | 89,308 | 23,997 |



5歳階級毎人口

若林区保健福祉センターにおける子育て支援の特徴

若林区には、「輪!っかばやし子育て応援団」(以下応援団) という、平成12年から10年以上活動を継続している子育て支援組織がある。

応援団は、子育て支援活動をしている区民団体や個人ボランティア、児童館、保育所等の子育て支援機関と区家庭健康課で構成され、安心して楽しく子育てが出来るために、子育て中の親子の交流の場としての「育児サロン」、転入親子を対象にした情報交換会、親子がリフレッシュできるコンサートや親子ひろばの開催、子育て情報紙の発行、子育て支援者研修会の開催など、区民協働事業として地域に密着した活動を行っている。

また、区内の子育て情報を掲載した「わかばやし子育て情報ブック“わっぴー”」を区民と共に作成し、子育て支援機関で配布、新生児訪問や転入手続き来所時には説明をしながら手渡している。

“わっぴー”の活用は、外に出て仲間と出会うきっかけとなり、孤立防止と楽しい子育てに寄与している。

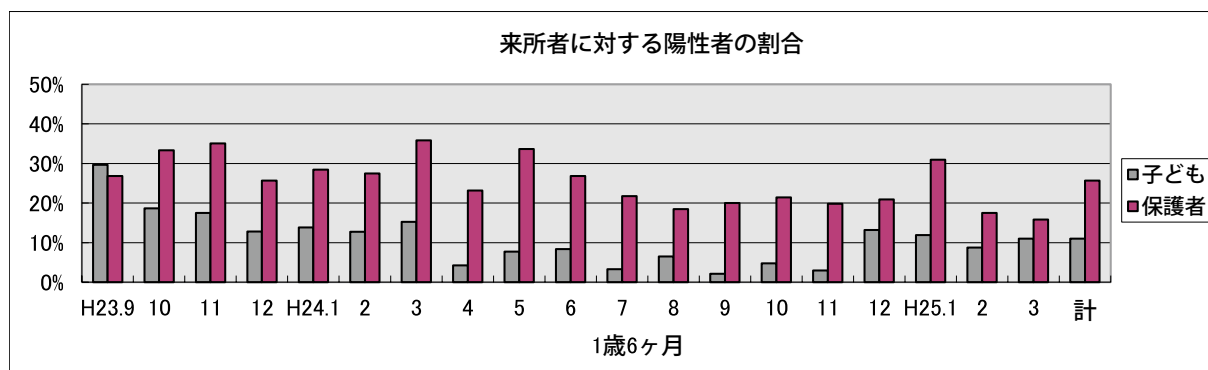
そして、これらの活動は、区内の子育て支援者や支援機関との顔が見える関係づくりにもなっている。

その他、当区では身近なところで、必要なとき気軽に子育てについて相談できる場の提供として、区役所、六郷保健センター・七郷保健センターの3箇所で「母と子の健康相談」を毎月開催している。発災時、区役所で「母と子の健康相談」を実施中であった

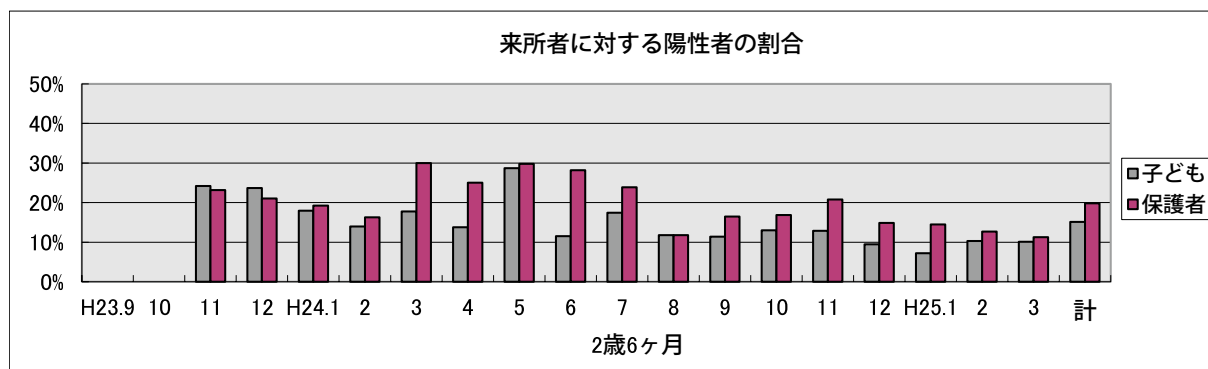
若林区保健福祉センター幼児健康診査におけるこころのケア

若林区保健福祉センター各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、下記の①～③の図の通りである。詳しい集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

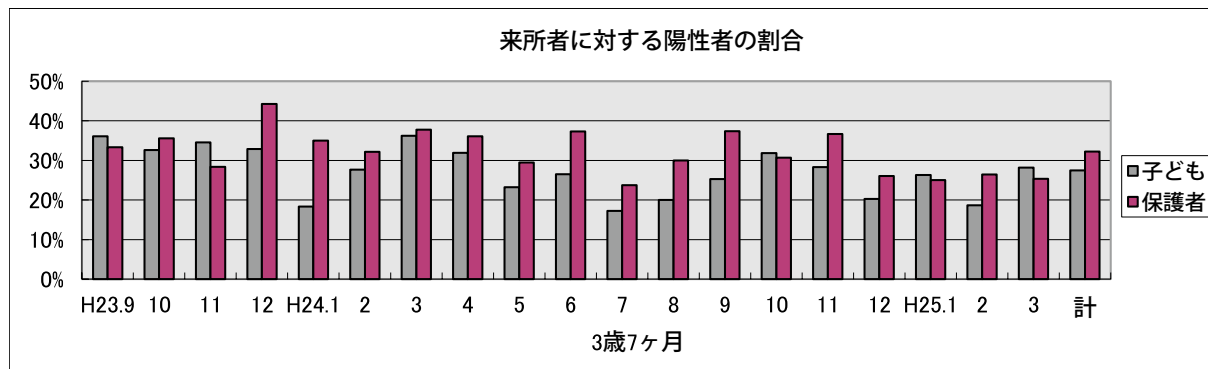
① 1歳6か月児健康診査 (児及び保護者の陽性率)



② 2歳6か月児歯科健康診査 (児及び保護者の陽性率)



③ 3歳児健康診査 (児及び保護者の陽性率)



若林区保健福祉センター 3歳児健康診査における「子どものこころの相談」について

若林区では、宮城野区と同様津波被害があり震災の被害が特に甚大であったため児童精神科医が直接3歳児健康診査に出向き専門相談を実施している。震災発災の3月を区切りとし以下のとおり変化をまとめた。

・平成23年8月から平成24年2月末まで

予約5件、当日20件合計で25件の相談があった。(開催数12回 / 平均相談者数2.0人)

震災関連と思われる、子どもの赤ちゃん返り、睡眠、排泄、つめ噛み、怖がり等の対応についての相談や子どもの発達の問題をあわせ持ったケースの相談に対応した。保護者のこころとからだの相談問診票(以下問診票)陽性率は高く、家族の死亡、自宅被害等の被災体験や強い放射能不安等で、保護者自身も精神的に不安定になっていた。

予約相談の状況は、各健康診査からの予約が7件、その他の事業等からが5件、計12件の予約があったが、7件はキャンセルとなった。1か月後に電話で状況を確認し、必要時相談をすすめた。

処遇結果は、当日終了13件、医療機関紹介1件、継続支援11件(地区保健師支援4件 母子保健事業で経過観察4件 電話で状況確認3件)となった。

問題として考えられたことは、問診票ではチェックが多いが、専門相談までは希望しない方が多く、丁寧な聞き取りにより相談に繋げることが必要と考えられた。そのための職員への研修体制を確保することが大切である。

また、保護者のフォローについて、精神保健担当(障害高齢課)との連携が必要な事例があった。関係部署、関係機関との連携が大切である。

この時期の「子どものこころの相談」は健康診査日同時開催が相談に繋がりがやすいと考えられた。

・平成24年3月から平成25年2月末まで

予約19件、当日18件で合計37件の相談があった。(開催数22回 / 平均相談者数1.7人)

子どもについては、余震、地震速報などを怖がる、夜泣き、おねしょ、胃腸炎、身体を痒がるなどの身体症状、かんしゃく、活気のなさなど多様化していた。

また、健康診査対象児の兄弟の相談が増加し、不登校の相談なども出てきた。

保護者の問診票は平成25年2月時点でも陽性率はあまり減少していない。被災による転居、同居家族の変化など生活環境の激変による様々なストレス、今後の生活不安の訴えも多かった。

予約相談の状況は、24件あり、うち5件はキャンセルとなった。

処遇結果としては、当日終了25件、継続支援12件（地区保健師支援5件 母子保健事業で経過観察4件 電話で状況確認3件）となった。

この時期の課題としては、生活環境の変化、避難生活の長期化、生活再建の見通しがたたない等により家族のストレスが大きく、イライラ、子どもに当たることが増えたと訴えている保護者がおり虐待予防の視点が必要であった。

年齢が高いほど問診票の陽性率が高く、健康診査対象児の兄姉、学齢児の相談が増えていることから幼児健康診査対象以外へも相談のPRを行った。

震災から2年が経過し、日常の中で被災のことを話せない方がおり、健康診査時の問診が潜在した相談の発掘の機会となっている。また相談内容については震災によるものとの線引きが更に難しくなっているが、広く捉えて対応することが必要である。

若林保健福祉センターにおいて「震災後の子どものこころのケア」を実施して

・震災から幼児健康診査再開までの母子保健

母子健康手帳交付と各種申請受付、窓口対応は震災直後から休むことなく継続実施したが、幼児健康診査、予防接種等ほとんどの事業は中止となった。

窓口には、母子健康手帳を津波で流された方、市外から被災避難して来た方などが相談来所、その中には、こどものこころのケアが必要な事例もあり、こころのケアチームの面接に繋げるなどの対応でフォローしてきた。

ライフラインがストップした状況で、乳児のいる家庭では沐浴等どうしているのか、新生児訪問指導員の協力を得て、電話での状況確認を行い、必要な方へは訪問するなどの対応ができた。市内でも被害が少なかった実家や親戚等に身を寄せている方、県外に避難した方も多かった。4月からは、通常どおり新生児訪問を開始、じっくりと話を聞き、震災の影響で不安定な母へのフォローも意識して行ってきた。

4月下旬には、応援団の協力を得て障害児の育児サロンを開催し、震災時大変な思いをしながら生活してきた苦勞を出し合い、共感することができた。

若林区は7月末まで避難所での生活が続いた。ほぼ毎日保健チームが避難所を訪問、健康状態や生活状況の把握、健康相談を実施、震災後の子どものこころのケアのリーフレットの掲示、配布、こころのケアチームとも連携をとりながら支援した。

避難所には乳幼児が少なく、区内の母子の状況を把握、支援するためには、早い時期の幼児健康診査の再開が必要だったが、震災から2か月半たった5月末から他区職員の応援をもらうことで再開可能となった。

・応援団活動開始、育児サロンの開催について

震災直後、応援団活動は開始の目途もつかない状況だったが、応援団のメンバーが自主的に集まりをもち、「大変な時だからこそ何かしなければ…、やれることを自分たちでやる」と、早期に育児サロンの開催等の子育て支援活動を再開し、被災した親子の安心感や心のケアにも役立った。

津波により被害が甚大だった荒浜で開催していた子育て応援団「荒浜サロン」は、予定していた3月16日のサロンが中止となったままになっていた。荒浜に近い場所で「育児サロン」を再開したいとの、

応援団員の思いがあり、町内会の協力も得られ、「下荒井公会堂子育てサロン」として7月から再開できた。初回には、荒浜サロンに参加していた沢山の親子が区外の避難先からも会いに来てくれた。お互いの無事を喜び合い、その後も毎回少しずつ笑顔が戻っていき、被災地域での親子の憩いの場となった。

このように、これまでの区民協働で行ってきた子育て支援活動でのネットワークが、震災時の大きな力となった。

・遊びを通した子どものこころのケア

若林区の海浜地域にあった海岸公園冒険広場は津波被害で休園中だが、海岸冒険広場のプレリーダーが、区内の仮設住宅がある公園や被災地区の小学校等6か所の会場でそれぞれ週1回、子どもたちが生き生きと思いきり遊べる場所を提供している。健康相談での保健師参加や遊び場の広報など、連携・協力を図っている。

・こころとからだの相談問診票・子どものこころの相談室の開催について

問診票の実施にあたり、被災の状況の傾聴や潜在的な問題の発掘ができることは予想され、必要性は十分感じた一方で、どんな深刻な相談が出されるのか、子どもや保護者が抱える問題をどう掘り下げていったら良いのか悩む部分があった。そのため問診票の二次設問票を作成し、問診票にチェックがあった場合、具体的にどのようなことを確認していくかを問診実施者間で統一、質問をすることが目的ではないことを共通認識として実施した。開始当初は意外なほど相談が少なく、時期を経るにつれ徐々に深刻化した相談が寄せられたことで、相談開始当初は来所者に相談するゆとりすらなかったことが認識された。

児童精神科医による子どものこころの相談については、相談者の背景として家族の死亡、自宅の流失、放射能汚染、避難による環境の変化によるものと、保護者自身のパニック障害、うつ既往などの精神的問題が根底にある相談もみられた。

多くは当日の相談のみで終了となったが、心配なケースは母子保健事業での経過観察や訪問等で継続支援を行った。また、児童精神科医の相談については、相談者の直接の相談だけでなく保健師が支援中の事例についてスーパーバイズを受けたり、研修会を実施する等、幅広く活用することができた。また、全国から来ていただいた児童精神科医に、その都度あたたかい励ましをいただき、支援者側も大変力づけられた。

(5) 太白区保健福祉センター

太白区の概要

太白区は、仙台市の南西部に位置し、名取川に沿って東西に帯状に広がった形状をしている。面積は230km²、人口約22万人で面積、人口とも青葉区に次ぐ規模である。

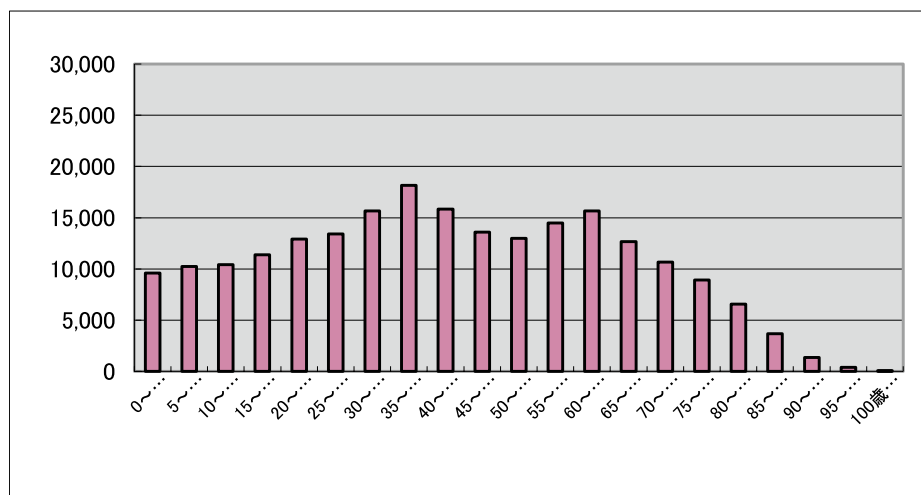
市南部の副都心である長町地区を中心とした地下鉄やJR東北本線・国道4号の沿岸地域、JR南仙台駅周辺を中心に宅地化が進む平野部とその背後の都市型農地が広がる中田地域、八木山等の大規模住宅団地の連なる丘陵地域、太白山周辺の豊かな自然環境に恵まれた生出地域、そして秋保温泉や二口渓谷を有する秋保地域からなっている。

特に、JR長町駅東側の区画整理事業「あすと長町」は、快適性や安らぎを重視したヒューマンスケールの新環境都市づくりが着々と進んでいる。

太白区の人口（平成22年度国勢調査）

| 人口 | | | 世帯数 |
|---------|---------|---------|--------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 220,588 | 107,213 | 113,375 | 91,526 |

| | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|-----|--------|---------|--------|
| 太白区 | 30,256 | 144,159 | 44,332 |



5歳階級毎人口 ※太白区人口には、秋保総合支所管内人口が含まれる。

太白区保健福祉センターにおける子育て支援の特徴

区内地域の特徴により、親子・家族が抱える問題も様々な状況があり、区役所近隣の長町地区では大型マンションやアパートが次々に建設され、若い子育て世代の核家族が増え、転勤族も多く見られる。また、古い団地や地域では少子高齢化が進んでおり、市営住宅等では母子家庭や生活保護受給世帯が増え、養育・経済面での問題も増える傾向がある。

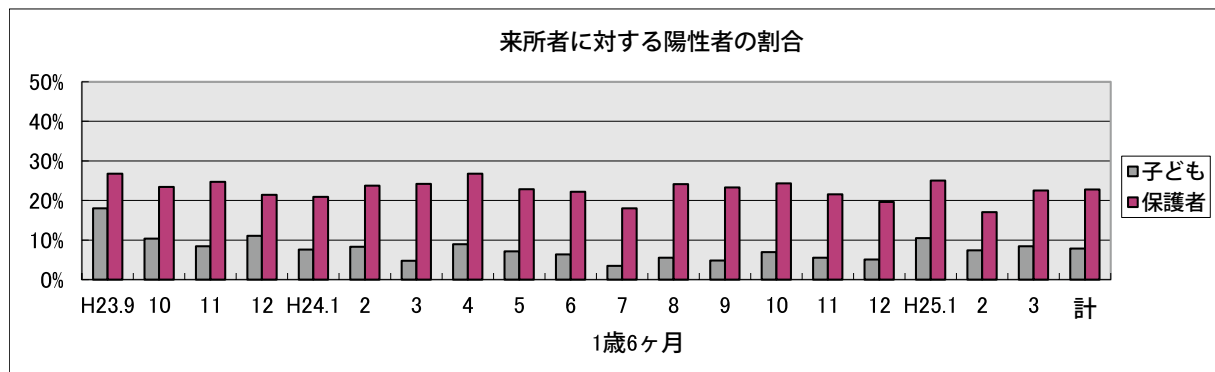
このような中で、個別支援はもとより、育児不安や育児負担感を抱える状況から孤立を防ぎ、母子ともに健やかに成長し、親の育児力、地域の子育て力が高まるように、平成17年度より子育て支援関係者が中心に関係機関と連携した「たいはく子育て支援ネットワークづくり」の推進を図り、地域との協働事業として行っている。

自主グループの太白区子育て支援応援隊「たい子さん」への活動支援を行いながら、関係機関（児童館、保育所地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点施設「のびすく長町南」、市民センター、社会福祉協議会等）と区の子育てに関する現状等を共有し、関係者同士が学びあい、住民主体の子育て支援をめざしたネットワーク活動を展開している。特に、区全体では「乳幼児の事故防止活動推進」、「育児サークル支援」、各地域では「おやこひろば」や「^{おいで}生世代間交流事業子育てサロン」等共催事業を継続して行っている。

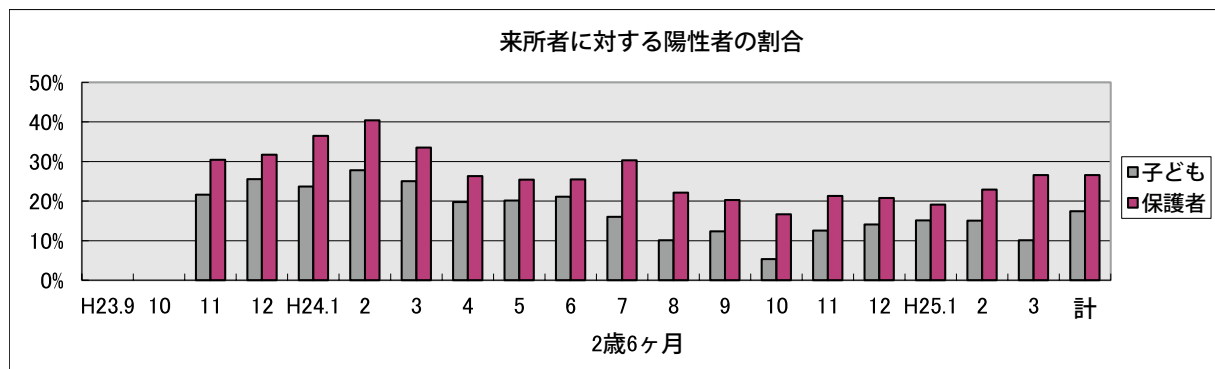
太白区保健福祉センター幼児健康診査におけるこころのケア

太白区保健福祉センター各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、下記の①～③の図の通りである。詳しい集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

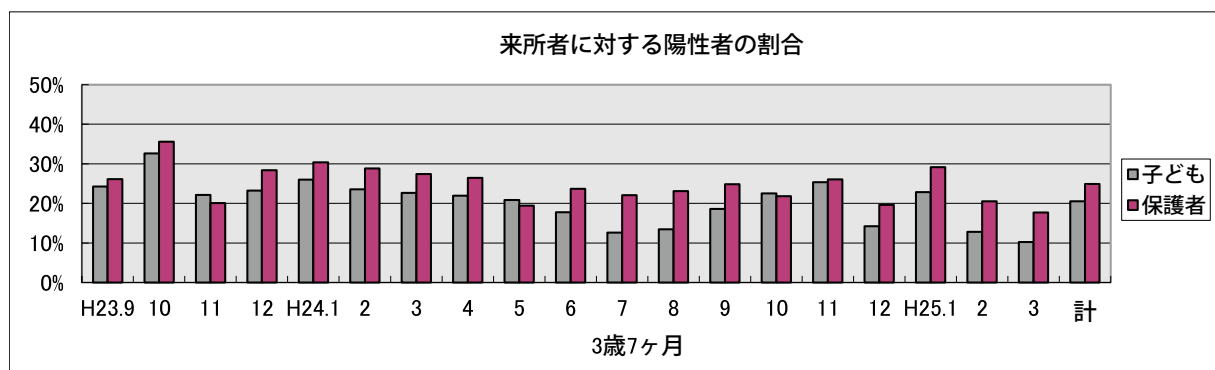
①1歳6か月児健康診査（児及び保護者陽性率）



②2歳6か月児歯科健康診査



③3歳児健康診査



太白区保健福祉センターにおいて「震災後の子どものこころのケア」を実施して

震災後、太白区への避難者は、近隣市町村や原発の影響による福島県からの家族が多く、借上げ民間賃貸住宅に点在している状況である。

発災直後からの支援と同時に、平成23年5月からの幼児健康診査等の再実施に向け、リーフレット「災害後のこころのケアについて」を早急に作成し、来所者の様子を見ながら説明配布をした。子どもに現れやすいストレス反応や大人自身のセルフケアを中心に不安や心配なことに対して支援することができた。

母子保健係では、避難者のなかで妊婦及び未就学児をもつ家庭に、世帯状況等調査や各健康診査等の相談の場で、健康及び生活状況の確認支援を行い、子どものこころのケア事業や被災者交流支援事業と連動し訪問等の継続支援を行ってきた。

平成23年9月に開始された幼児健康診査等における子どものこころのケアでは、他区と同様に震災に限らず、児の発達に伴う育児ストレスや震災以前からの問題のために、陽性反応となっている場合が多い印象を受けた。また、被災者支援交流会として、平成24年2月以降は、仙台市外から避難した未就学児をもつ親子を対象とした「カラーズ」(共催：「のびすく長町南」※地域子育て支援拠点施設)と、福島県から避難してきた未就学児をもつ親子を対象とした「ピーチサロン」(共催：仙台市社会福祉協議会「支えあいセンターたいはく」)、「きびたん' S 太白」(協力：「のびすく泉中央」※地域子育て支援拠点施設)をそれぞれ月1回開催している。

参加者同士が交流することにより、震災に関しての不安や育児についての気持ちを共有することができ、震災関連や地域の情報を得る場となっている。不慣れた土地で孤立せずに子育てができるよう支援している。

また、平成23年12月に、「たいはく子育て支援ネットワーク事業」の一環として、地域の子育て支援関係者自身が同じように震災を体験している中で、子育て支援者としてお互いの活動を支えあうことをねらいとし、交流研修会「ストレスとのつきあい方～震災、9ヶ月をむかえて～」を実施した。震災後のこころのケアは様々なところで行われている時期であったが、参加者が自分の気持ちを吐き出し、振り返りを行ったことを通して、支援者がつながることの大切さを改めて感じ、有意義な研修となった。

この子育て支援ネットワークを活用し、従前から実施している乳幼児の事故防止活動推進のなかに、震災を教訓とした「防災普及支援」の取り組みを盛り込みながら、子どもがいる生活での防災意識を高めようと活動しているところである。

被災状況はまちまちだが、ここで生活している人も避難者も皆が被災者であり、いつ、どんな形で震災の影響が現れ、専門的ケアが必要になるかがまだまだ予測できない状況にある。今後も、「たいはく子育て支援ネットワーク」を強化するとともに、健康診査や交流会・相談等を通して、親子・家族のメンタル面を含めた子育て支援について丁寧に関わり、ニーズを把握しながらタイムリーな支援ができるよう取り組んでいきたい。

(6)太白区秋保総合支所

秋保地区の概要

秋保地区は、太白区西部に位置し、区域の63%を占める東西に24.5kmの細長い地区で、西は山形県に隣接している。

地区の西部には標高1,365mの大東岳をはじめとする奥羽山脈の山々がそびえ立ち、東西を流れる名取川に沿って、磊々峡、秋保大滝、磐司岩などの名勝が数多く見られ、日本三御湯の一つの秋保温泉郷を擁する、年間観光客が100万人以上、宿泊客が80万人以上を誇るリゾート地である。

地区は、温泉街の湯元地区、農業の盛んな境野地区、支所を中心とした長袋地区、宿場町の面影を残す馬場地区の4地区に分けられ、それぞれが地域コミュニティを形成している。

平成25年9月現在、人口は約4,392人、高齢化率29.2%で、仙台で最も少子高齢化の進む地区の一つである。

秋保地区の人口(平成22年度国勢調査)

| 人口 | | | 世帯数 |
|-------|-------|-------|-------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 4,549 | 2,154 | 2,395 | 1,763 |

※平成25年9月1日現在推計人口

秋保総合支所保健福祉課における子育て支援の特徴

少子高齢化が進む地域かつ過疎地帯であるため、母の育児不安や孤立を防止するため、幼児健康診査、3～4か月児育児教室が貴重な地域の母子同士の出会いの場となっている。地域情報を含む育児情報を提供できる貴重な機会となっている。

また、管内の児童館、市民センター、保育所、幼稚園と連携し「母と子の健康増進教室」「あきう子育て広場(食育講座)」「育児グループの育成支援」といった、子育てに関する事業を実施している。これらの事業を通じ、母子同士の仲間づくりを促進し、地域の育児力を高めるための支援をしている。

個別支援に関しては、必要に応じ地域関係者とともに、ケース検討会議を開催し、地域で見守る体制を構築している。

(7) 泉区保健福祉センター

泉区の概要

泉区は、本市北部に位置し、泉ヶ岳のふもとに東西に広がる区域である。昭和30年代後半から区域東南部の丘陵地で住宅開発が進み、以後区の中央を流れる七北田川を挟んだ丘陵部を中心に、大小の住宅団地が形成された。平成元年の区制施行後、区の人口は約6万人増加しており、本市の人口増加数のおよそ4割を占めている。

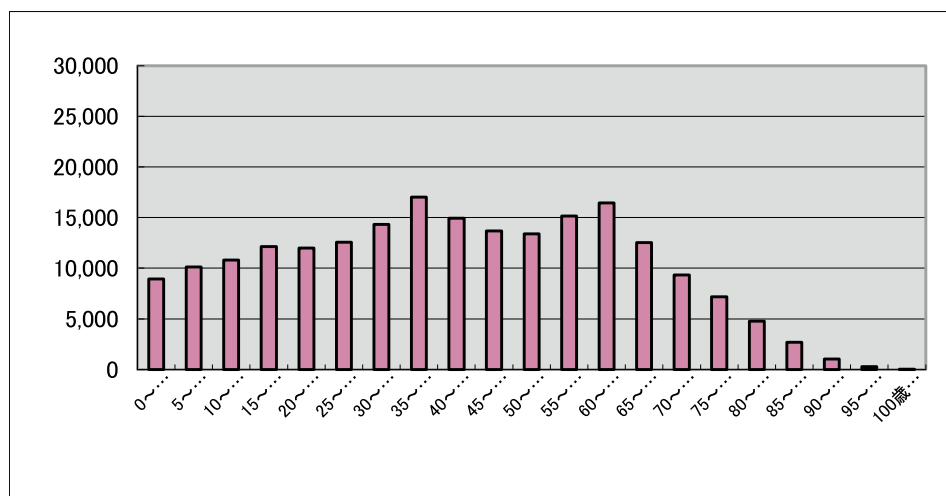
地下鉄泉中央駅周辺は、イズミティ21やユアテックススタジアム仙台、地域子育て支援拠点施設「のびすく泉中央」などの文化・スポーツ施設等の整備が進んでいるほか、駅前広場、ショッピングセンターなども整備され、商業・業務の中心地となっている。また、交通アクセスの良さからマンションなどの建設も進んでいる。

北部地域は、本市産業の新しい展開を先導する拠点として、先端産業を中心とした企業や、産業支援機能を持つ研究所の集積が図られているほか、商業施設などの整備も進められている。また、西部地域には歴史、文化などの地域資源が多く存在し、稲作などの農業が営まれている。

泉区の人口（平成22年度国勢調査）

| 人口 | | | 世帯数 |
|---------|---------|---------|--------|
| 総数 | 男 | 女 | |
| 211,183 | 101,479 | 109,704 | 84,770 |

| | 15歳未満 | 15～64歳 | 65歳以上 |
|----|--------|---------|--------|
| 泉区 | 29,851 | 141,660 | 37,876 |



5歳階級毎人口

泉区保健福祉センターにおける子育て支援の特徴

泉区は転入者が多いため、母親が孤立せず安心して育児ができる環境づくりに取り組んでおり、子育て支援関係機関のネットワーク構築をはじめとして次の事業等を行っている。

・いずみお散歩まっぷの配布

子育て中の親子が安心して外出できる泉区内の児童館や保育所、育児サークル、子育てサロン、飲食店情報などをマップにして掲載している。子育て中のお母さんを中心とした泉区マップ委員会が企画の中心となり、お母さんの目線で集めた情報を掲載しており、泉区に転入してきた方等に配布している。

・ほっとひと息ティータイム

子ども虐待予防の観点から、子育て中の不安やストレスを軽減し、子どもへの適切な対応が図られるよう実施している。3回1コースとし、グループワークを中心に親が自らの問題に気づき、行動変容につなげることを目的に実施している。

・泉すくすく相談

育児の不安や悩みを抱えるお母さんの相談の場を設けている。親同士の継続した交流や、不安、悩みの軽減の場として交流スペースも設置している。

・子育て支援関係機関連絡会

地域の子育て支援関係者が「子育て力」を高めるため、関係機関が相互に連携して子育て支援が図られるよう連絡会を開催している。

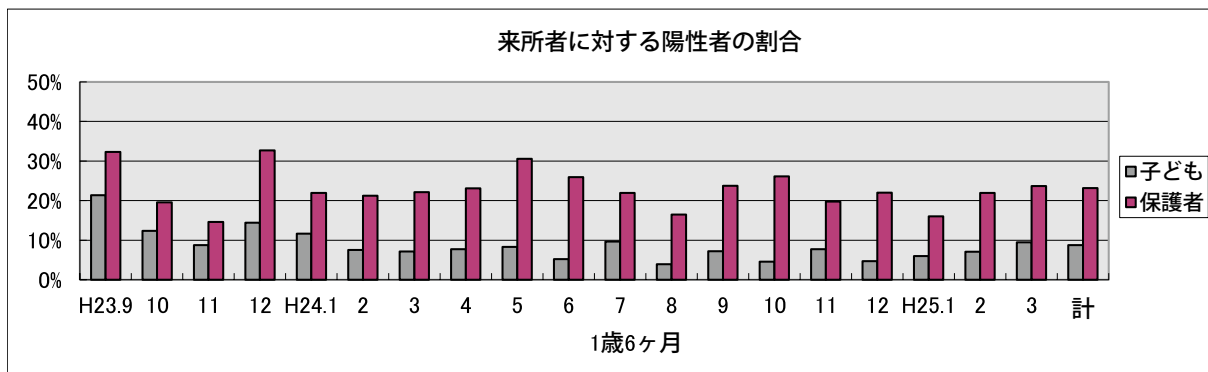
・地域子育て交流会

地域で活動する育児サークル、子育てサロン、食育推進団体（いずみ食育の輪）などが交流を持ち、それぞれの活動の充実を図ることにより孤立しないで育児ができる地域づくりに取り組んでいる。

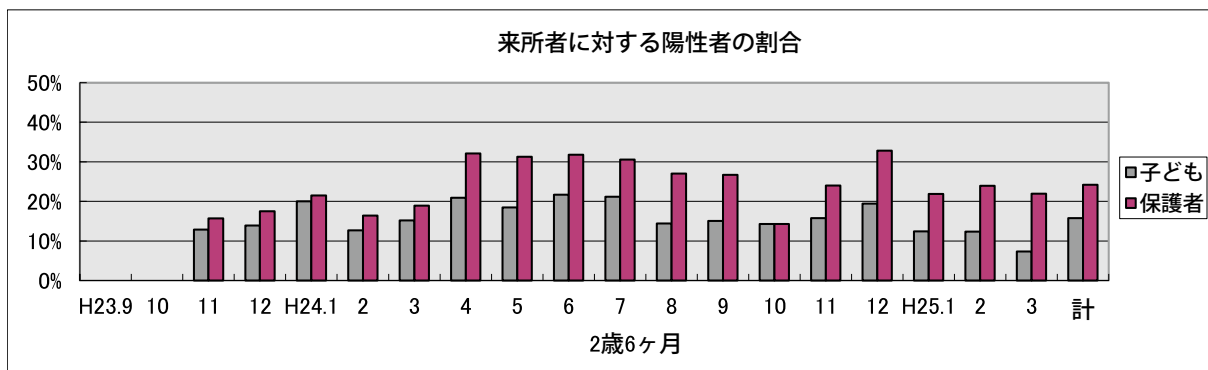
泉区保健福祉センター幼児健康診査におけるこころのケア

泉区保健福祉センター各幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」集計結果は、下記の①～③の図の通りである。詳しい集計結果については、「5 幼児健康診査等における子どものこころのケア」を参照されたい。

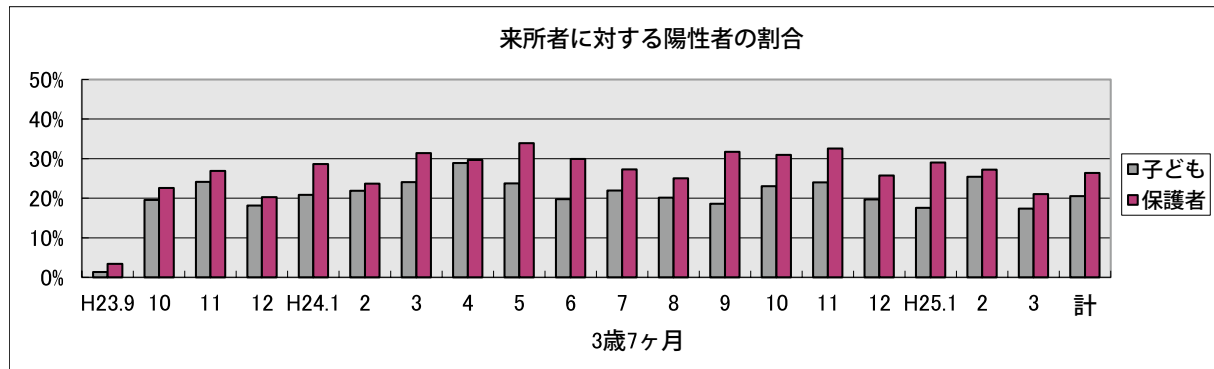
①1歳6か月児健康診査（児及び保護者の陽性率）



②2歳6か月児歯科健康診査（児及び保護者の陽性率）



③3歳児健康診査 (児及び保護者の陽性率)



泉区保健福祉センターにおいて「震災後の子どものこころのケア」を実施して

泉区は震災による津波の被害を直接受けてはいないものの、家屋の倒壊など被害の大きかった地区がある。また、震災後には、近隣及び沿岸部の市町村や原発の影響による福島県からの避難者が多く、借り上げ民間賃貸住宅に点在している。

・幼児健康診査におけるこころのケア

こころとからだの相談問診票のチェック項目に、たくさん丸を付けた保護者に話を聞くと、夫婦関係の問題や病気、仕事の影響などが背景にあることが多かった。被災により、潜在化していた問題が表出し、体調不良や不安感を訴える保護者が多いと感じている。震災から2年経過しても、保護者の陽性率が高いという状況があり、子育てにも影響することが懸念される。今後もこれらの背景に配慮した聴き取りを行い、支援が必要な親子には相談事業につなげるなど継続した支援を行っていききたい。

・「いずみゆうゆうタイム」(被災者交流支援事業)

震災によるストレスを抱えながら育児を行っている母を対象に、安心して語れる場を設けることで、母の精神的安定が図られ前向きに育児に取り組めるよう、平成24年9月から実施した。月1回位のペースで実施し、毎回7～10組の親子が参加した。参加者は、沿岸部からの避難者が1/3、福島からの避難者が1/3位を占めた。回数を重ねるごとに参加者の交流が深まり、涙ながらに辛い思いを語り共有することもあった。被災に関する思いは他の場ではなかなか話せず、継続的に集まりたいという希望があったため、平成25年度は自主化に向けて実施した。参加者の中には、子どものこころの相談室や母親同士のグループミーティングなど他の事業と連動した支援を要する方がおり、今後も担当保健師が調整しながら継続して支援していききたい。

・「地域子育て交流会」の開催

被災状況はそれぞれ違うが、子育て支援者同士の交流や子育て中の親子のつながりをめざして、震災後開催してきた。被災の有無や大小にかかわらず、子育て中の親子が地域で孤立することなく、楽しく子育てできるように今後も取り組んでいきたい。

4 子供未来局の取組み

(1) 仙台市の未就学児の人口

本市の0歳から5歳までの未就学児の人口は平成22年10月1日現在で53,091人であり、本市の全人口に占める割合は5.1%である。同時期の全国の割合が5.0%であるため、ほぼ平均的な割合である。

(2) 幼児健康診査等母子保健事業について

① 乳幼児健康診査について

仙台市の、乳児健康診査(2か月児、4～5か月児、8～9か月児)は仙台市医師会に委託し、乳児健康診査登録医療機関で個別に実施しており、幼児健康診査については各区保健福祉センター及び総合支所で実施している。

震災時の乳幼児健康診査の対応について、乳児健康診査は、各医療機関が受診受け入れ態勢が整い次第開始したため、ほとんど途切れることなく実施することができた。

3月11日の発災時、太白区役所と泉区役所では3歳児健康診査を実施中であったが、健康診査を中止し受診中の親子を職員が建物外へ避難誘導を行った結果、来所者に被害が及ぶことは無かった。

幼児健康診査は、市内の被害が甚大であり、被災者支援を優先する必要があったことや来所するための交通手段の問題があり、中止せざるを得ない状況となった。

4月から幼児健康診査再開に向けて準備をはじめ、仙台市医師会との調整や、津波被害があった宮城野区、若林区に対し市内他区から保健師の応援を行い、5月末に市内全域で幼児健康診査を開始している。仙台市の幼児健康診査は、例年9割の受診率であり、早期の再開は、乳幼児期の子どもと保護者に会える機会として有効であった。

② 新生児訪問等について

妊産婦新生児訪問指導は、仙台市長に委嘱された指導員が訪問を実施しているが、基本的には新生児訪問を中止せず、安否確認を兼ねて連絡がついた家庭から訪問を行い、出生後間もない赤ちゃんと母親に対する支援を継続した。

③ その他の母子保健活動

津波による被害や原発被害地域から避難してきた親子が、仙台市内に居住していることに配慮し、広報により「避難してきた妊産婦乳幼児」に対して各区へ連絡するよう周知し、住民票を異動しないで居住している親子に対しても、妊産婦及び乳幼児の健康診査や予防接種を受けることができる体制を確保した。

また、平成24年1月公布「原発避難者特例法」に母子保健事業が盛り込まれたことにより、対象となる方々が安心して健康診査を受けることができるよう住民票関係の部署と連携し対応にあたった。

(3) 児童相談所おける取組み

児童相談所の被害状況

地震による児童相談所施設・設備の被害状況については、一部に内外装のひび割れ、天井部の設備点検坑蓋の破損等が確認されたが、そのほかに大きな損傷はなく、相談機関としての機能を失うことなく稼働を続けることができた。

また、震災直後より児童相談所においても電気・水道・ガス等のライフラインの供給が途絶えたが、自家発電装置の稼働により、必要最低限の電力供給および貯水タンクからの給水を行うことはできたため、一時保護中の児童のケアも継続することができた。

発災時は来館中の保護者（一時保護中の児童の母親）が1名、また、一時保護中の児童が17名在所していたが、あらかじめ訓練等を通じて確認していたとおり、職員の指示等により自らの身を守る行動を促すなど安全確保を図り、その後、揺れが収まるのを待ち職員による誘導のもと戸外への避難を行った。結果、一人の負傷者も出すことなく、帰宅する来館者を見送り、一時保護中の児童については、施設・設備の安全を確認の上、一時保護を継続した。

また、一時保護中の児童の家族等の安否については、電話回線の繋がりにくい状況がなかなか改善しなかったため、直接家庭訪問する等の方法により全員の無事を確認した。（震災後速やかに確認を行ったことで、保護児童等のこころの安定に繋がった。）

震災により被害を受けた児童等への支援

保護を要する児童が多数発生することが予想されたため、他都市の状況を参考にしながら40名程度の受け入れが可能となるよう準備を行った。

震災により両親を失うなど、養育環境の調整等援助が必要となった児童については、一時保護や児童養護施設等への措置、親族里親（児童の祖父母等三親等内の親族ができる里親）への措置等を行った。親族里親については、一定期間経過後、同様の立場にある親族里親同士の交流を目的とした「里親サロン」を開催。この場で情報提供を行ったほか、里親本人の悩み等について相談に応じた。

また、震災によりこころに傷を負った児童に対して、来所等により広く相談を受け付け、児童心理司による心理療法やカウンセリング、助言等を行っている。

一時保護中の児童へのケア

前述のとおり、一時保護所についても大きな建物被害はなかったものの、ガスの供給途絶によりシャワーが使用できなかったほか、厨房による調理も制約されたため、児童の食事については一定期間弁当を調達し提供した。

また、震災発生直後から児童の安全確保および心身両面での安定を最優先に見守りやケアに努めた結果、強い余震が続く中でも児童らは大きく動揺したりすることなく生活を続けることができた。

施設入所中の児童の安否確認等

児童養護施設等に入所中の児童については、震災後、職員が速やかに施設を訪問の上、安否確認お

よび入所児童のこころのケアの必要性等の確認を行った。結果、仙台市児童相談所として関わる全ての児童の無事が確認され、このことについて児童の保護者等に連絡を行った。また、こころのケアの部分については、震災直後から施設職員によるケアが十分に行われたこともあり、児童相談所として早急に支援を要する児童は確認されなかったため、施設側との協議のもと、必要に応じて支援を行うこととした。

なお、併せて、施設として必要な物資（食料やおむつ等）の聞き取りを行った上で、調達に係る仲介や調整等を行い、施設の運営面での支援を行った。

その他

上記の震災に関連した所管業務に当たりつつ、並行して、仙台市内の保育所および小中学校に対して急性ストレス反応のチェックリストを含むリーフレットを保護者向け・職員向けに配布し、震災直後から指定避難所を巡回の上、支援の必要な児童等の情報収集に努めた。また、教育局やスクールカウンセラーなどと連携の上、特に被害の大きかった沿岸部の小学校などに児童心理司を派遣し、児童や学校教職員のこころのケアのためのカウンセリング業務および継続的な支援を必要とする児童を選定するための面接にも併せて従事した。

(4) 保育所における取組み

保育所等の概況

本市の保育所数は公立保育所47施設、私立認可保育所75施設の計122施設で、幼稚園数は公立幼稚園3施設、私立幼稚園100施設の合計103施設である。

仙台市の認可保育所・幼稚園数

| | 保育所 | | 幼稚園 | |
|------|-----|----|-----|-----|
| | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 青葉区 | 12 | 17 | 1 | 28 |
| 宮城野区 | 8 | 16 | 0 | 20 |
| 若林区 | 6 | 11 | 0 | 13 |
| 太白区 | 12 | 18 | 2 | 19 |
| 泉区 | 9 | 13 | 0 | 20 |
| 小計 | 47 | 75 | 3 | 100 |
| 合計 | 122 | | 103 | |

※単位：施設 ※平成22年10月1日現在

保育所の被害状況

発災直後、全市的なライフラインの供給停止により、ほとんどの保育所でも電気・水道・ガスが途絶した。まもなく通信も途絶し、保護者にも子供未来局にも連絡がつかない状況になった。

施設被害としては、公立保育所では、2施設が被災建築物応急危険度判定を準用した調査により「危険」と判定されたが、そのほかの保育所は壁のひび割れ、窓ガラスの破損、配管設備等の被害はあったものの、建物の躯体に大きな被害はなかった。

私立認可保育所では、宮城野区の1保育所が1階部分に浸水被害を受けたほか、入居している商業施設が建物被害のため使用できなくなった保育所が1箇所であった。

人的被害としては、帰宅後に津波被害に遭い亡くなった子どもが2名いたが、市内の公立保育所、私立認可保育所いずれも保育中の被害はなかった。

発災時、保育所は午睡の時間で、ほとんどの子どもたちが布団の中にいた。地震による激しい揺れの中、保育士は子どもたちに布団をかぶるよう指示し、落下物から身を守ることができるよう対応した。

津波被害により1階が浸水した保育所や、比較的沿岸に近い地域にある2箇所の保育所では、ラジオで大津波警報を把握し、子どもたちを2階に避難させるなど、迅速に対応を行った。

公立保育所のうち、子どもを連れて避難所に避難した保育所が10施設、所内に留まった保育所が38施設だった。所内に留まった保育所では、園庭やホール等に子どもたちを集め、建物の被害状況を確認しつつ、保護者が迎えに来るまで保育を継続した。

保育所におけるこころのケア

発災後、保育所の子どもたちには、それまでは見られなかった、登所時に泣く、小さな地震にも敏感に反応する、大人から離れない、津波ごっこや地震ごっこをして遊ぶ、というような反応が現れることが多かった。

本市が8月に実施した「公立保育所における震災後の子どもの状況調査」の結果では、48カ所中半数以上の28カ所の保育所で、震災の影響があったと思われる子どもについて報告があり、その総数は78ケースであった。

公立保育所における震災後の子どもの状況調査（年齢別事例件数）

| | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 青葉区 | 0 | 3 | 5 | 9 | 7 | 24 |
| 宮城野区 | 1 | 3 | 8 | 11 | 5 | 28 |
| 若林区 | 2 | 0 | 1 | 3 | 5 | 11 |
| 太白区 | 0 | 0 | 0 | 1 | 7 | 8 |
| 泉区 | 0 | 1 | 0 | 2 | 4 | 7 |
| 合計 | 3 | 7 | 14 | 26 | 28 | 78 |

阪神・淡路大震災等これまでの災害の教訓から、本市は、早くからこころのケアの重要性を認識し、保育士による保育活動の中でのケアと並行して、さまざまな取組みを行ってきた。

3月には本市の児童相談所で作成した「子どものこころの理解とケア」という資料を各保育所に配布し、そこから保護者に配り、啓発を行った。

5月と6月には、被害が甚大で津波を目の当たりにした子どもが多い沿岸部の保育所のうち、要望があった2保育所に仙台市精神保健福祉総合センターの職員の協力を得て、子どもたちの巡回相談を実施した。

また、子どものこころのケアの一端を担う保育所の職員向けの研修も実施しており、5月13日と平成24年2月21日にスーパーバイザーによる研修会を開催している。

(5)児童館における取組み

児童館の概況

本市では、平成23年1月現在で児童館・児童センターを103館設置しており、全児童館で放課後児童クラブを開設していたほか、小学校余裕教室等で留守家庭児童会を7カ所開設していた。放課後児童クラブの登録人数は平成22年5月1日現在で5,567人、留守家庭児童会の登録人数は193人である。

各児童館では、災害時の対応マニュアル等を策定し、緊急連絡体制の確保や毎月の避難訓練等を行うなど、災害時における事前の備えを行っていた。

児童館の被害状況

地震・津波による施設の被害状況としては、鶴ヶ谷児童館、中野児童館、黒松児童館の3館が使用不可となり、そのほかに54館が小・中程度の被害を受けた。また、東長町留守家庭児童会が小・中程度の被害を受けた。

児童館におけるこころのケア

津波被害があった地域の児童館においては、職員や児童のこころのケアを図るため、仙台市精神保健福祉総合センターの巡回相談が行われた。(学校におけるこころのケアについては、教育委員会における取組みを参照)

また、児童館職員を対象に震災後の子どもたちのこころのケアについて研修を実施し、震災が子どもたちのこころに及ぼす影響と、ケアが必要な場合について理解を深めた。

5 幼児健康診査等における子どものこころのケア

(1) 幼児健康診査等における子どものこころのケア

事業実施までの経過

本市では、阪神淡路大震災や新潟の中越大震災や中越沖地震の際に取り組まれていた「子どものこころのケア」について、同様に取り組む必要があるとして、小児科医および児童精神科医、精神保健担当部所等関係機関と連携し、平成23年8月末より事業を開始しており、平成25年現在も継続中である。

仙台小児科医会では、仙台市全域で幼児健康診査の機会をとらえ、子どものこころのケアに関する事業を開始する必要性を検討し、幼児健康診査で使用できるよう「こころとからだの相談問診票」を作成した。

幼児健康診査で、作成した問診票を活用し、聞き取りを行ったうえで心配を抱える親子をこころのケアにつなげようとするものであったが、専門的な相談が必要な場合についての受け皿が課題であった。

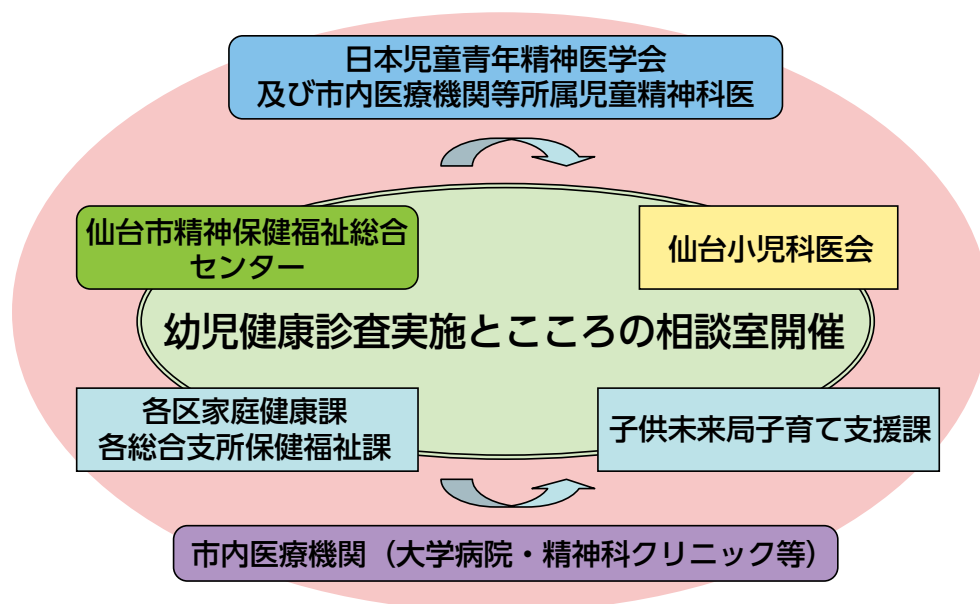
平成23年5月24日付厚生労働省社会援護局より、被災3県及び仙台市に対して「子どものこころのケアに関する児童精神科医の派遣協力について」事務連絡があり、日本児童青年精神医学会が児童精神科医派遣についての協力体制にあることが把握された。

この事務連絡により、専門相談実施体制が具体化される目処が付き、子供未来局と本市の精神保健福祉の専門機関である健康福祉局精神保健福祉総合センターとが協力し、日本児童青年精神医学会に対し児童精神科医の派遣要請を行った。

これによって、子どものこころのケア実施体制が整い、平成23年8月末より「幼児健康診査における子どものこころの相談」と「子どものこころの相談室」事業を実施することができた。

事業開始までには、相談体制の構築にはじまり、局内調整だけではなく局外および各関係機関との調整に時間を要し、本格実施が震災後5か月を経て、平成23年8月からの開始となった。

幼児健康診査等子どものこころのケア実施体制



(2) 幼児健康診査等における子どものこころのケア全体構成について

子供未来局が行っている幼児健康診査等における子どものこころのケアは、以下の事業構成となっている。

- ①関係職員の研修
- ②幼児健康診査における子どものこころの相談
- ③子どものこころの相談室
- ④幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会

①関係職員の研修

事業開始にあたり、震災後の子どもと保護者に関するこころのケアについて、まずは子どもを取り巻く関係職員が理解することが優先であるとして、研修会を開催した。研修第1回目は、平成23年7月に開催し、以降中長期的な時期を含め研修会を開催している。

研修開催内容 (平成23年度～平成24年度)

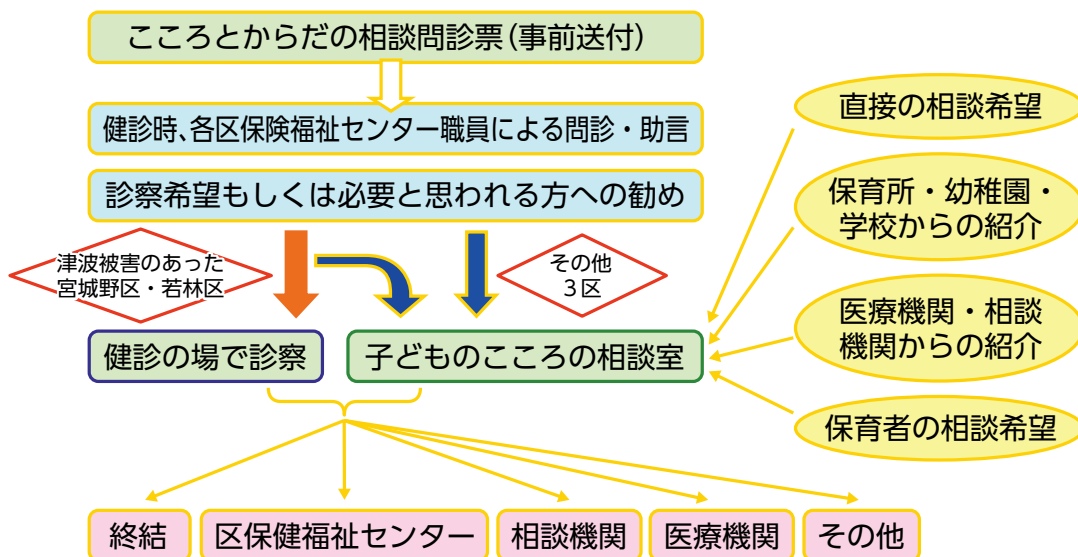
| | 研修名 | 実施月日 | 講師 | 対象 |
|---|---|-----------------|--|----------------------------------|
| 1 | 震災後の子どものこころのケア | 平成23年 7月25日 | 地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立子ども病院 こどもと家族のこころの診療センター センター長 山崎 透 氏 | 保健福祉センター職員 認可外保育施設職員等 |
| 2 | 震災後の子どものこころのケア | 平成23年 11月22日 | 地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立子ども病院 こどもと家族のこころの診療センター センター長 山崎 透 氏 | 児童館等職員 保健福祉センター職員 |
| 3 | 児童虐待対応講演会 「震災の影響と児童虐待 ～震災後の子どもを 取り巻く環境から～」 | 平成23年 12月5日 | 神戸大学大学院医学研究科 精神医学分野 准教授 田中 究氏 | 主任児童委員 民生委員 幼稚園 小中学校教諭等 |
| 4 | 震災後の子どもと 保護者のこころのケア (長期的支援) | 平成24年 4月25日 | 神戸大学大学院医学研究科 精神医学分野 准教授 田中 究氏 | 保健福祉センター職員 |
| 5 | 震災後の子どもと 保護者のこころのケア (長期的支援における 地域への取り組み) | 平成24年 5月8日 | 和歌山県精神保健福祉センター 所長 小野 善郎氏 | 保健福祉センター職員 地域子育て支援拠点 施設職員等 |

②幼児健康診査における子どものこころの相談

各幼児健康診査対象者に「こころとからだの相談問診票」を、事前の案内に同封し、当日問診場面で、保健師が聞き取りを行い、アンケートの項目に該当する場合や心配を抱いている親子がいた場合は、児童精神科医による子どものこころの相談を勧めた。

特に津波による被害が甚大な宮城野区、若林区については、3歳児健康診査において月2回児童精神科医が同席し、当日の健康診査から相談を希望する親子を対象に相談を行った。

実施方法



③子どものこころの相談室

幼児健康診査以外の子どもについて、震災後のこころのケアに関する専門相談を実施するため、18歳未満の子どもと保護者を対象に「子どものこころの相談室」を実施した。(月2回程度)

各区保健福祉センターが実施する幼児健康診査等から児童精神科医の相談が必要と判断された場合や自ら相談希望を持つ子どもと保護者、関係機関からの紹介、関係職員を対象に相談室を開催した。

④幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会

幼児健康診査等における子どものこころのケアの取り組みに関して、実施方針や進捗状況の確認及び評価を行い、今後の支援体制のあり方などを検討するため、関係機関からなる検討委員会を設置した。

幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会構成委員

| 所属・役職 |
|-----------------------------|
| 仙台小児科医会会長 |
| 仙台小児科医会震災心のケア担当 |
| 宮城県精神神経科診療所協会会長 |
| 仙台市健康福祉局健康福祉部精神保健福祉総合センター所長 |
| 仙台市宮城野区保健福祉センター家庭健康課長 |
| 仙台市若林区保健福祉センター家庭健康課長 |
| 仙台市泉区保健福祉センター家庭健康課長 |
| 仙台市教育委員会教育相談課長 |
| 仙台市子供未来局子供育成部子育て支援課長 |

(3) 幼児健康診査における子どものこころのケア実施状況

1歳6か月児健康診査における子どものこころのケア実施状況

① 1歳6か月児健康診査の実施状況

<平成23年9月～平成24年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票回収率 (%) |
|-------|-------|---------|------------|
| 5,822 | 5,582 | 95.9 | 50.3 |

<平成24年4月～平成25年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票回収率 (%) |
|-------|-------|---------|------------|
| 9,351 | 9,152 | 97.9 | 53.7 |

② 子どもに関する集計結果

こころとからだの相談問診票の項目に、ひとつでも該当があったとした子どもと保護者を陽性者として、
継続的な推移をまとめた。

◇ 問診項目

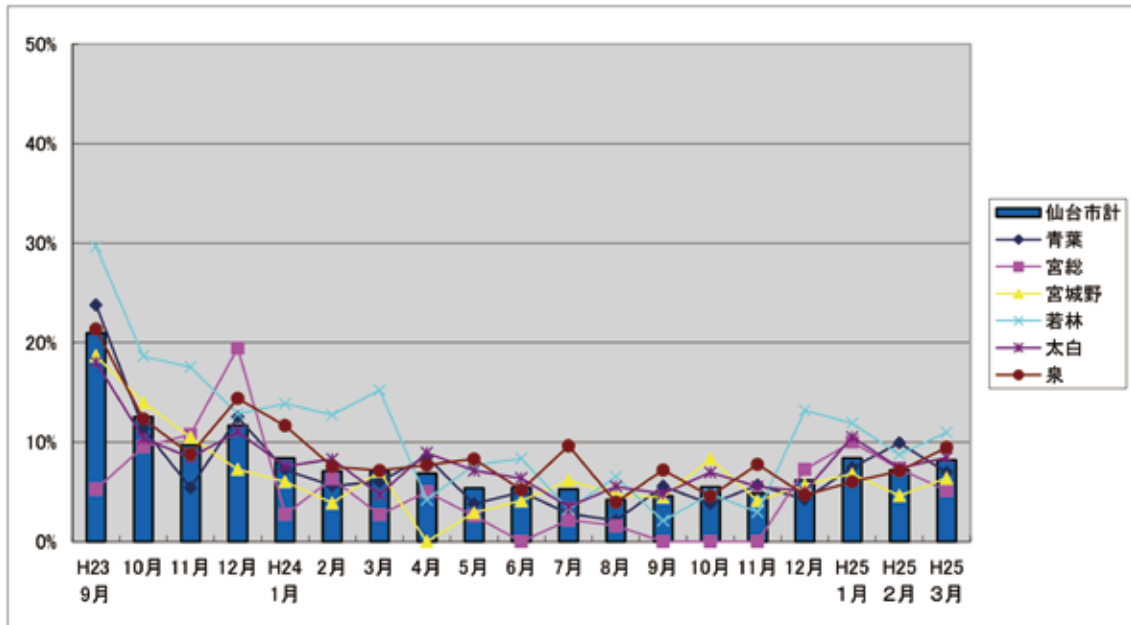
1歳6ヶ月児健康診査における「こころとからだの相談問診票」(子どもの項目)

1. 食欲がなくなった(飲みが悪くなった)
2. 以前に比べて、夜泣きが多くなった。または、なかなか寝つけなかったり、夜中によく目を覚ましてぐずるようになった。
3. すぐ泣いたり、興奮しやすくなった。
4. 必要以上におびえたり、小さな物音にびっくりにしたりする。
5. 暗いところや特定の場所を怖がるようになった。
6. 以前に比べて、ぜーぜーしたり、体や目を痒がるようになった。

◇子どもの陽性率

1歳6か月児健康診査について、陽性者の割合を経時的に取りまとめた結果、図1の通りとなった。問診票で心配がある項目に、保護者が○又は△をつけた子どもの割合は時間が経過するにつれて、各区とも低下する傾向があった。

図1 1歳6か月児 子ども陽性者／来所者の割合の推移（仙台市全体・各区毎）



| | H23 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H24 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H25 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----------|------|------|------|-----------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----------|-----|------|
| 青葉 | 23.8 | 11.4 | 5.4 | 12.5 | 7.2 | 5.6 | 6.0 | 8.5 | 3.8 | 5.0 | 2.8 | 2.1 | 5.6 | 3.8 | 5.7 | 4.2 | 7.4 | 9.9 | 7.0 |
| 宮総 | 5.3 | 9.5 | 10.8 | 19.4 | 2.7 | 6.3 | 2.7 | 5.0 | 2.6 | 0.0 | 2.2 | 1.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 7.3 | 10.0 | 7.3 | 5.1 |
| 宮城野 | 18.7 | 14.0 | 10.5 | 7.3 | 6.0 | 3.9 | 7.0 | 0.0 | 2.9 | 4.1 | 6.2 | 4.7 | 4.4 | 8.3 | 4.1 | 5.7 | 6.8 | 4.6 | 6.4 |
| 若林 | 29.6 | 18.6 | 17.5 | 12.8 | 13.8 | 12.7 | 15.2 | 4.2 | 7.7 | 8.3 | 3.3 | 6.5 | 2.1 | 4.8 | 3.0 | 13.2 | 11.9 | 8.8 | 11.0 |
| 太白 | 18.0 | 10.4 | 8.4 | 11.0 | 7.6 | 8.3 | 4.7 | 8.9 | 7.1 | 6.3 | 3.5 | 5.5 | 4.8 | 6.9 | 5.5 | 5.1 | 10.5 | 7.4 | 8.5 |
| 泉 | 21.3 | 12.3 | 8.8 | 14.4 | 11.6 | 7.5 | 7.1 | 7.7 | 8.3 | 5.2 | 9.6 | 3.9 | 7.2 | 4.6 | 7.7 | 4.7 | 6.0 | 7.1 | 9.5 |
| 仙台市計 | 20.9 | 12.5 | 9.7 | 11.7 | 8.4 | 7.0 | 7.1 | 6.9 | 5.4 | 5.4 | 5.3 | 4.2 | 4.6 | 5.5 | 4.8 | 6.1 | 8.4 | 7.2 | 8.2 |

※陽性者とは保護者が問診票項目に心配があるとして○又は△を付けたものの実数である。

(単位：%)

※秋保総合支所については、隔月毎の健康診査のため問診票集計からは除いている。(各健康診査共通)

※宮総：宮城総合支所

- 震災から2年経過した時点で、1歳6か月児に関しては、調査開始時より陽性率（陽性者／来所者）は低下している。
- 平成25年1月～3月にかけて、陽性率は若干上昇した。
- 各区の状況をみると、若林区が高めに経過している。

③保護者に関する集計結果

◇問診項目

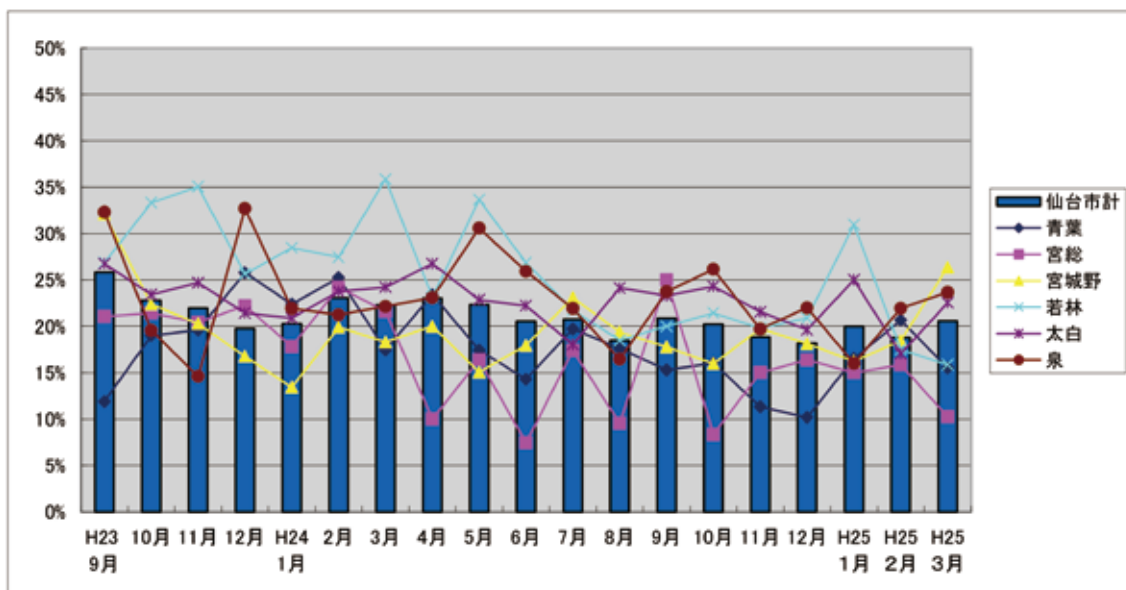
幼児健康診査における「こころとからだの相談問診票」（各幼児健康診査保護者共通）

1. あまり眠れない。
2. 頭痛、腹痛、吐き気、めまいなどの身体の不調を感じる。
3. いらいらしたり、怒りっぽくなった。
4. 色々と不安だ。
5. ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。
6. 気分が落ち込んだり、寂しくなったりすることがある。
7. 悪夢に悩まされることがある。
8. 物事になかなか集中できない（落ち着いて取り組めない）ことがある。
9. 子どもについ当たってしまうことが増えた気がする。

◇保護者の陽性率

1歳6か月児健康診査保護者のうち問診票に該当があった保護者について、仙台市全体と各区の経時的推移を取りまとめた結果は図2の通りである。

図2 1歳6か月児保護者陽性者／来所者の割合の推移（仙台市全体・各区毎）



| | H23 9 | 10 | 11 | 12 | H24 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | H25 1 | 2 | 3 |
|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|
| 青葉 | 11.9 | 19.0 | 19.6 | 25.8 | 22.4 | 25.2 | 17.4 | 23.4 | 17.4 | 14.3 | 19.7 | 17.6 | 15.3 | 16.0 | 11.3 | 10.2 | 16.5 | 20.7 | 15.5 |
| 宮総 | 21.1 | 21.4 | 20.4 | 22.2 | 17.8 | 24.2 | 21.6 | 10.0 | 16.4 | 7.4 | 17.4 | 9.5 | 25.0 | 8.3 | 15.0 | 16.4 | 15.0 | 15.9 | 10.3 |
| 宮城野 | 32.1 | 22.4 | 20.3 | 16.8 | 13.4 | 19.9 | 18.3 | 20.0 | 15.0 | 17.9 | 23.1 | 19.4 | 17.8 | 16.0 | 19.8 | 18.1 | 16.2 | 18.5 | 26.4 |
| 若林 | 26.9 | 33.3 | 35.1 | 25.6 | 28.5 | 27.5 | 35.9 | 23.2 | 33.7 | 26.9 | 21.7 | 18.5 | 20.0 | 21.4 | 19.8 | 20.9 | 31.0 | 17.5 | 15.9 |
| 太白 | 26.7 | 23.4 | 24.7 | 21.4 | 20.9 | 23.8 | 24.2 | 26.8 | 22.9 | 22.2 | 18.0 | 24.1 | 23.3 | 24.3 | 21.6 | 19.6 | 25.0 | 17.0 | 22.5 |
| 泉 | 32.3 | 19.6 | 14.6 | 32.7 | 21.9 | 21.2 | 22.1 | 23.1 | 30.6 | 25.9 | 21.9 | 16.4 | 23.7 | 26.1 | 19.7 | 22.0 | 16.0 | 21.9 | 23.7 |
| 仙台市計 | 25.8 | 22.9 | 21.9 | 23.9 | 20.3 | 23.1 | 22.3 | 23.0 | 22.3 | 20.5 | 20.7 | 18.5 | 20.9 | 20.2 | 18.9 | 18.2 | 20.0 | 18.8 | 20.6 |

(単位：%)

○保護者の陽性率は、子どもの低下傾向と比較して、時間が経過してもあまり低下せず、20%前後を推移している。

○各区の推移は、全般的に上下しながら推移している。

④子どもと保護者の陽性者についての相関

1歳6か月児健康診査における問診票の各項目の陽性数について、子どもの陽性数と保護者の陽性数の相関をみた結果、有意な正の相関が認められた。

$r = 0.408$, $p < 0.001$ (Pearson の相関関係)

⑤継続支援の内訳について

1歳6か月児健康診査の問診票で子ども・保護者を含め症状に該当があった対象者の処遇結果については、9割以上の方が当日指導で終了している。

健康診査当日に、継続支援が必要となった方の内訳は表1のとおりである。

表1 継続支援の内訳 (人)

| | 子どもの こころの相談室 予約 | 保健師 地区支援 | 電話 | 面接 | かかりつけ医 へ相談 | その他 |
|-------|-----------------------|-------------|----|----|---------------|-----|
| H23年度 | 5 | 11 | 6 | 4 | 3 | 9 |
| H24年度 | 19 | 10 | 0 | 0 | 2 | 8 |

H23年度：平成23年9月～平成24年3月 H24年度：平成24年4月～平成25年3月

2歳6か月児歯科健康診査における子どものこころのケア実施状況について

2歳6か月児歯科健康診査については、問診票による聞き取りを、平成23年11月から開始した。

①2歳6か月児歯科健康診査実施状況について

<平成23年11月～平成24年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票回収率 (%) |
|-------|-------|---------|------------|
| 3,928 | 3,486 | 88.7 | 45.6 |

<平成24年4月～平成25年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票回収率 (%) |
|-------|-------|---------|------------|
| 9,581 | 8,620 | 90.0 | 52.2 |

②子どもに関する集計結果

◇問診項目

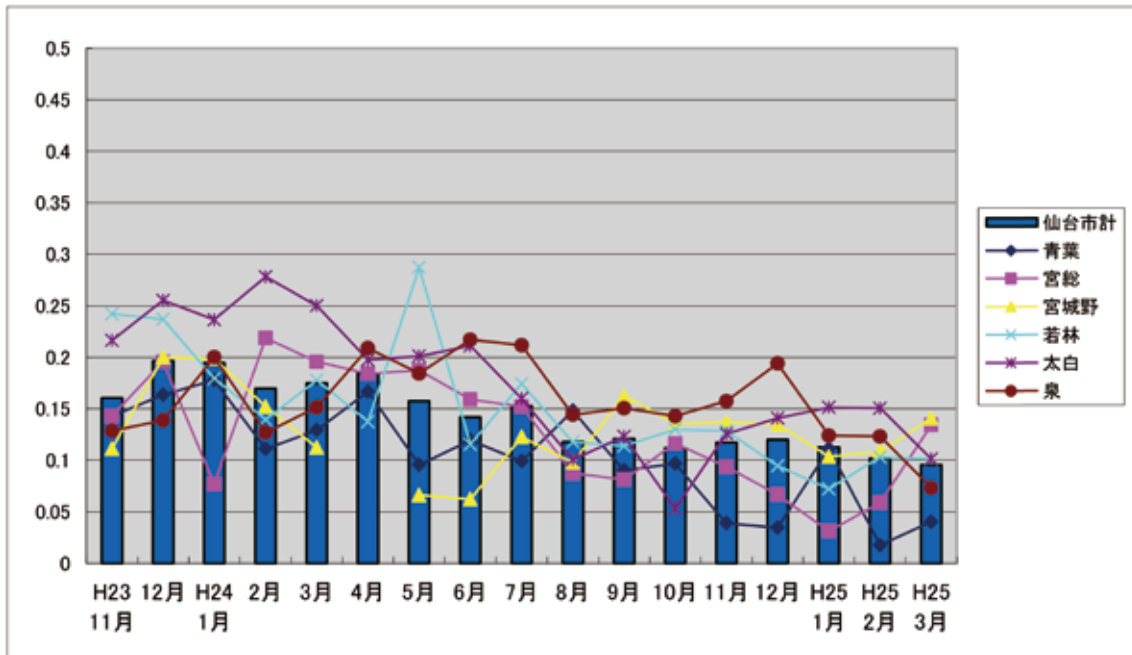
2歳6ヶ月児歯科健康診査における「こころとからだの相談問診票」(子どもの項目)

1. 親にしがみついて離れなかったり、後追いが激しくなった。
2. おもらし、おねしょをするようになった。またはひどくなった。
3. 以前に比べて、なかなか寝つけなかったり、夜中によく目を覚ましてぐずる。
4. 必要以上におびえたり、小さな物音にびっくりしたりする。
5. そわそわ落ち着きがなくなったり、集中力がなくなってきた。
6. 暗いところや特定の場所を怖がるようになった。
7. 以前に比べて、ぜーぜーしたり、身体や目を痒がるようになった。

◇子どもの陽性率

子どもの陽性者の割合を図3に示した。

図3 2歳6か月児歯科健康診査 子ども陽性者／来所者の割合の推移(仙台市全体・各区毎)



| | H23 11 | 12 | H24 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | H25 1 | 2 | 3 |
|------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|
| 青葉 | 14.3 | 16.4 | 17.8 | 11.1 | 12.9 | 16.7 | 9.6 | 11.9 | 9.9 | 14.8 | 9.0 | 9.7 | 3.9 | 3.4 | 11.1 | 1.8 | 4.0 |
| 宮総 | 14.3 | 19.6 | 7.7 | 21.9 | 19.6 | 18.4 | 18.8 | 15.9 | 15.2 | 8.8 | 8.1 | 11.6 | 9.4 | 6.7 | 3.1 | 5.9 | 13.4 |
| 宮城野 | 11.1 | 20.0 | 19.9 | 15.2 | 11.2 | — | 6.6 | 6.2 | 12.3 | 9.8 | 16.3 | 13.6 | 13.7 | 13.5 | 10.4 | 10.9 | 14.1 |
| 若林 | 24.2 | 23.7 | 17.9 | 14.0 | 17.8 | 13.8 | 28.7 | 11.5 | 17.4 | 11.8 | 11.4 | 13.0 | 12.9 | 9.5 | 7.2 | 10.3 | 10.1 |
| 太白 | 21.6 | 25.5 | 23.6 | 27.8 | 25.0 | 19.7 | 20.1 | 21.1 | 16.0 | 10.1 | 12.3 | 5.3 | 12.6 | 14.1 | 15.1 | 15.1 | 10.1 |
| 泉 | 12.9 | 13.9 | 20.0 | 12.7 | 15.2 | 20.9 | 18.4 | 21.7 | 21.2 | 14.4 | 15.1 | 14.3 | 15.8 | 19.4 | 12.4 | 12.3 | 7.3 |
| 仙台市計 | 16.1 | 19.7 | 19.4 | 17.0 | 17.5 | 18.4 | 15.8 | 14.2 | 15.3 | 11.8 | 12.1 | 11.2 | 11.7 | 12.0 | 11.3 | 10.2 | 9.5 |

※宮城野区については例年、4月の2歳6か月児歯科健康診査を実施していない。

(単位：%)

○子どもの陽性率は、震災後1年目まで20%以下で横ばいに推移した。その後、徐々に低下したものの、陽性率は約10%で留まり、1歳6か月児のような明確な低下は見られなかった。

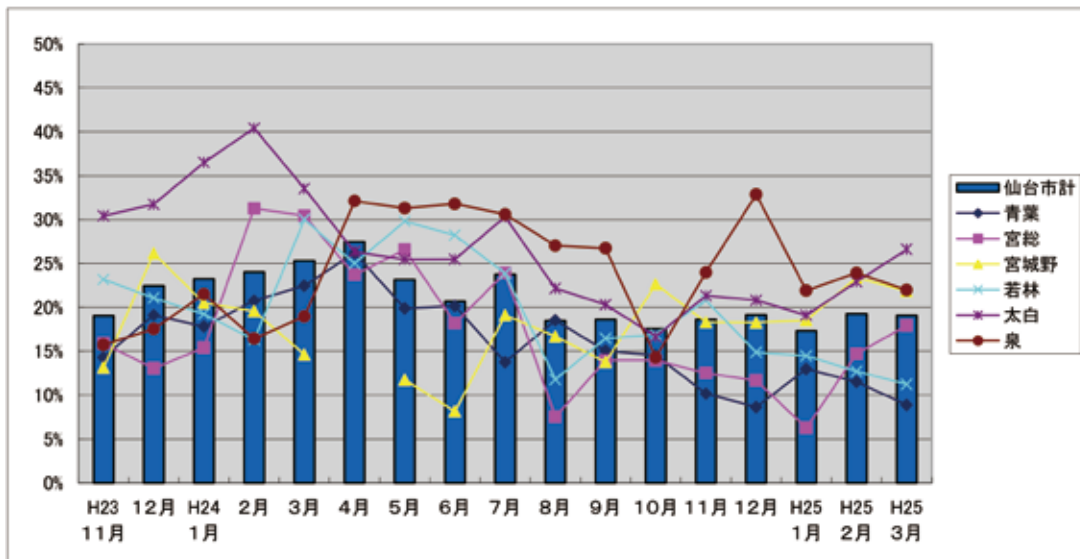
○区ごとの状況では、太白区が高い傾向を示したところから徐々に低下した。

③保護者に関する集計結果

◇保護者の陽性率

保護者の陽性者の割合を図4に示した。

図4 2歳6か月児歯科健康診査 保護者陽性者／来所者の割合の推移（仙台市平均・各区毎）



| | H23 11 | 12 | H24 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | H25 1 | 2 | 3 |
|------|-----------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|
| 青葉 | 14.3 | 19.1 | 17.8 | 20.7 | 22.4 | 26.2 | 19.9 | 20.1 | 13.7 | 18.5 | 15.0 | 14.5 | 10.2 | 8.6 | 13.0 | 11.5 | 8.9 |
| 宮総 | 15.9 | 13.0 | 15.4 | 31.3 | 30.4 | 23.7 | 26.6 | 18.2 | 23.9 | 7.5 | 14.0 | 14.0 | 12.5 | 11.7 | 6.3 | 14.7 | 17.9 |
| 宮城野 | 13.1 | 26.2 | 20.5 | 19.6 | 14.6 | — | 11.7 | 8.1 | 19.1 | 16.7 | 13.8 | 22.6 | 18.3 | 18.3 | 18.5 | 23.4 | 21.8 |
| 若林 | 23.2 | 21.1 | 19.2 | 16.3 | 30.0 | 25.0 | 29.8 | 28.2 | 23.9 | 11.8 | 16.5 | 16.9 | 20.8 | 14.9 | 14.5 | 12.7 | 11.2 |
| 太白 | 30.4 | 31.7 | 36.5 | 40.4 | 33.5 | 26.3 | 25.4 | 25.5 | 30.3 | 22.1 | 20.3 | 16.7 | 21.3 | 20.8 | 19.1 | 22.9 | 26.6 |
| 泉 | 15.7 | 17.5 | 21.5 | 16.4 | 18.9 | 32.1 | 31.3 | 31.8 | 30.6 | 27.0 | 26.7 | 14.3 | 24.0 | 32.8 | 21.9 | 23.9 | 22.0 |
| 仙台市計 | 19.0 | 22.5 | 23.2 | 24.0 | 25.3 | 27.5 | 23.2 | 20.7 | 23.7 | 18.4 | 18.6 | 17.5 | 18.6 | 19.1 | 17.3 | 19.2 | 19.1 |

宮城野区では、例年4月の2歳6か月児歯科健康診査を実施していない。

(単位：%)

○保護者の陽性率は、明から低下は認めず震災後、2年経過しても20%弱の割合である。

○各区の状況では、太白区が高めであったが徐々に低下した。

○平成24年度は3月の発災日である3月11日の前後で陽性者が高くなった。

④子どもと保護者の陽性者についての相関

2歳6か月児歯科健康診査における問診票の各項目の陽性数について、子どもの陽性数と保護者の陽性数の相関をみた結果、有意な正の相関が認められた。

$r = 0.542, p < 0.001$ (Pearson の相関関係)

⑤ 継続支援の内訳について

2歳6か月児歯科健康診査の問診票で子ども・保護者を含め症状に該当があった対象者の処遇結果については、9割以上の方が当日指導で終了している。

健康診査当日に、継続支援が必要となったものは表2のとおりである。

表2 継続支援の内訳(人)

| | 子どもの こころの相談室 予約 | 保健師 地区支援 | 電話 | 面接 | かかりつけ医 へ相談 | その他 |
|-------|-----------------------|-------------|----|----|---------------|-----|
| H23年度 | 9 | 11 | 3 | 0 | 2 | 8 |
| H24年度 | 11 | 7 | 4 | 0 | 0 | 9 |

H23年度：平成23年11月～平成24年3月 H24年度：平成24年4月～平成25年3月

3歳児健康診査における子どものこころのケア実施状況について

仙台市では、3歳児健康診査は3歳7か月児に実施している。

① 3歳児健康診査実施状況

<平成23年9月～平成24年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票 回収率 (%) |
|-------|-------|---------|----------------|
| 5,829 | 5,347 | 91.7 | 54.2 |

<平成24年4月～平成25年3月>

| 対象者数 | 来所者数 | 受診率 (%) | 問診票 回収率 (%) |
|-------|-------|---------|----------------|
| 9,369 | 8,504 | 90.8 | 58.2 |

②子どもに関する集計結果

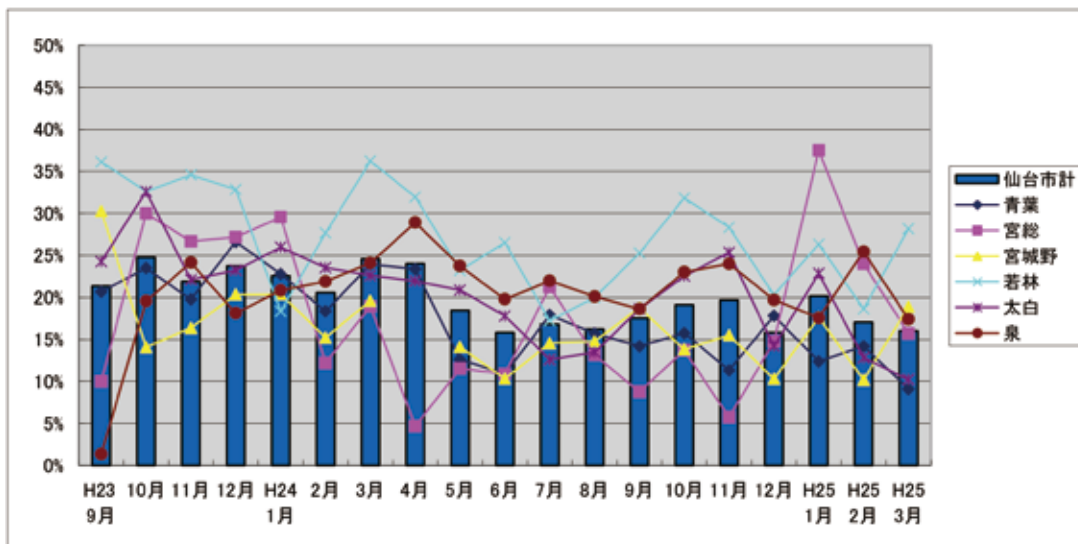
◇問診項目

問診項目については、2歳6か月児歯科健康診査と同じである。(p 45 参照)

◇子どもの陽性率

3歳児健康診査について子どもの陽性者数割合をまとめた結果は図5の通りである。

図5 3歳児健康診査 子ども陽性者／来所者の割合の推移 (仙台市全体・各区毎)



| | H23 9 | 10 | 11 | 12 | H24 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | H25 1 | 2 | 3 |
|------|----------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|----------|------|------|
| 青葉 | 20.7 | 23.5 | 19.8 | 26.6 | 22.8 | 18.3 | 23.9 | 23.4 | 12.6 | 10.9 | 17.9 | 15.7 | 14.2 | 15.7 | 11.3 | 17.8 | 12.4 | 14.2 | 9.1 |
| 宮総 | 10.0 | 30.0 | 26.7 | 27.2 | 29.5 | 12.2 | 18.9 | 4.7 | 11.5 | 10.9 | 21.2 | 13.2 | 8.8 | 13.7 | 5.7 | 14.8 | 37.5 | 24.0 | 15.7 |
| 宮城野 | 30.3 | 14.1 | 16.4 | 20.3 | 20.4 | 15.2 | 19.6 | — | 14.1 | 10.3 | 14.6 | 14.8 | 18.8 | 13.8 | 15.5 | 10.3 | 17.6 | 10.2 | 18.9 |
| 若林 | 36.1 | 32.6 | 34.6 | 32.9 | 18.3 | 27.7 | 36.2 | 31.9 | 23.2 | 26.5 | 17.2 | 20.0 | 25.3 | 31.8 | 28.3 | 20.3 | 26.3 | 18.6 | 28.2 |
| 太白 | 24.2 | 32.6 | 22.1 | 23.2 | 26.0 | 23.5 | 22.6 | 21.9 | 20.9 | 17.8 | 12.6 | 13.5 | 18.6 | 22.5 | 25.4 | 14.2 | 22.9 | 12.8 | 10.2 |
| 泉 | 1.4 | 19.5 | 24.1 | 18.1 | 20.8 | 21.9 | 24.1 | 28.9 | 23.7 | 19.8 | 22.0 | 20.1 | 18.6 | 23.0 | 24.0 | 19.7 | 17.6 | 25.4 | 17.4 |
| 仙台市計 | 21.3 | 24.9 | 21.9 | 23.8 | 22.6 | 20.6 | 24.6 | 24.0 | 18.4 | 15.8 | 16.8 | 16.2 | 17.5 | 19.1 | 19.7 | 15.8 | 20.2 | 17.0 | 16.0 |

宮城野区は、例年4月の3歳児健康診査を実施していない。

(単位：%)

○陽性者の割合は、2歳6か月児と同様に平成24年3月頃まで20%以上で経過し、その後徐々に低下し、平成25年3月には20%弱を推移している。

○1歳6か月児陽性率、2歳6か月児陽性率と比較して、3歳児は陽性率が高い。

○各区では、推移は上下しており明らかな低下は見られない。

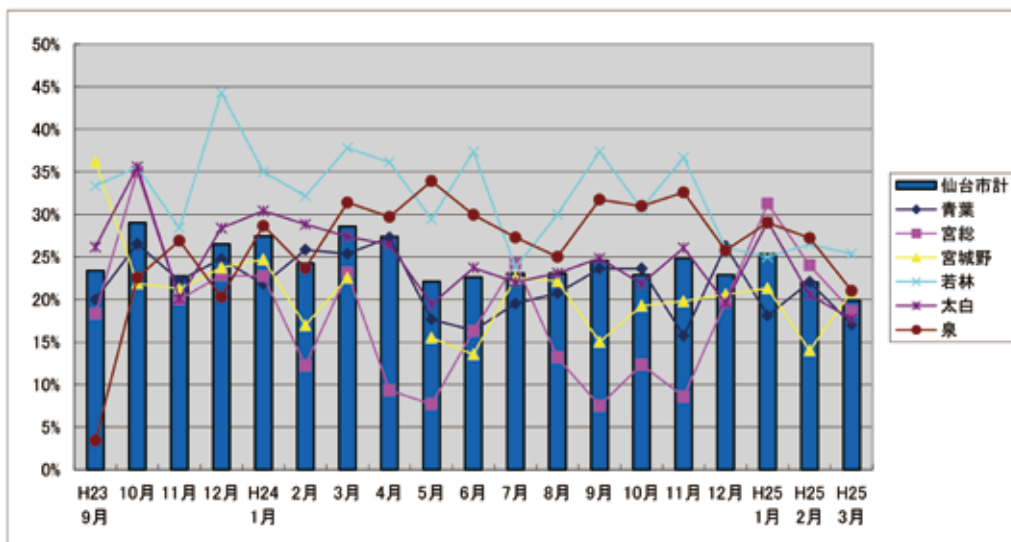
○平成24年は3月の発災日である3月11日が近くなるにつれ陽性者が高くなった。

③保護者に関する集計結果

◇保護者の陽性率

3歳児健康診査保護者について、仙台市平均と各区の推移を取りまとめた結果は図6の通りである。

図6 3歳児健康診査 保護者陽性者／来所者の割合の推移（仙台市全体・各区毎）



| | H23 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H24 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | H25 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----------|------|------|------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|------|
| 青葉 | 20.0 | 26.5 | 22.2 | 24.8 | 21.8 | 25.8 | 25.4 | 27.3 | 17.6 | 16.4 | 19.5 | 20.7 | 23.6 | 23.6 | 15.7 | 26.3 | 18.1 | 22.0 | 17.0 |
| 宮総 | 18.3 | 35.0 | 20.0 | 22.8 | 22.7 | 12.2 | 23.2 | 9.3 | 7.7 | 16.3 | 24.2 | 13.2 | 7.5 | 12.3 | 8.6 | 19.7 | 31.3 | 24.0 | 18.6 |
| 宮城野 | 36.2 | 21.9 | 21.2 | 23.7 | 24.7 | 17.0 | 22.5 | — | 15.5 | 13.5 | 22.5 | 22.1 | 15.0 | 19.2 | 19.8 | 20.6 | 21.3 | 14.0 | 20.9 |
| 若林 | 33.3 | 35.6 | 28.4 | 44.3 | 35.0 | 32.1 | 37.8 | 36.1 | 29.5 | 37.3 | 23.8 | 30.0 | 37.4 | 30.7 | 36.7 | 26.1 | 25.0 | 26.5 | 25.4 |
| 太白 | 26.1 | 35.6 | 20.1 | 28.4 | 30.4 | 28.8 | 27.4 | 26.5 | 19.4 | 23.7 | 22.0 | 23.1 | 24.8 | 21.8 | 26.1 | 19.6 | 29.1 | 20.5 | 17.7 |
| 泉 | 3.4 | 22.6 | 26.9 | 20.3 | 28.6 | 23.7 | 31.4 | 29.7 | 33.9 | 29.9 | 27.3 | 25.0 | 31.7 | 31.0 | 32.6 | 25.8 | 29.0 | 27.2 | 21.0 |
| 仙台市計 | 23.4 | 28.9 | 22.7 | 26.2 | 27.4 | 24.3 | 28.6 | 27.4 | 22.1 | 22.6 | 23.1 | 23.1 | 24.6 | 22.9 | 24.8 | 22.9 | 25.3 | 22.0 | 19.9 |

宮城野区では、例年4月に3歳児健康診査を実施していない。
泉区の平成23年9月は問診表が事前送付できず、低い陽性率結果となった。

(単位：%)

- 保護者の陽性率は、こころのケア開始当初の平成23年9月の25%程度から、低下は見られず2年経過しても約20%の割合である。
- 各区の状況では、各区とも上下しながら横ばいに推移している。
- 平成24年は3月の発災日である3月11日が近くなるにつれ陽性者が高くなった。
- 3歳児健康診査保護者の陽性率は、各健康診査のなかで最も高い。

④子どもと保護者の陽性者についての相関

3歳児健康診査における問診票の各項目の陽性数について、子どもの陽性数と保護者の陽性数の相関をみた結果、有意な正の相関が認められた。

$r = 0.568$, $p < 0.001$ (Pearson の相関関係)

⑤継続支援の内訳について

3歳児健康診査の問診票で子ども・保護者を含め症状に該当があった対象者の処遇結果は、9割以上が当日指導で終了となっている。

健康診査当日に、継続支援が必要となったものは表3のとおりである。

3歳児健康診査は、「3歳児健康診査におけるこころの相談」として宮城野、若林に月2回程度児童精神科医が同席し、問診票をもとに心配を抱えている親子に対し、個別の専門相談を行った。相談者数は、平成24年度末までで80人となっている。

表3 継続支援の内訳(人)

| | 3歳児健康診査 における こころの相談 | 子どもの こころの相談室 予約 | 保健師 地区支援 | 電話 | 面接 | かかりつけ医 へ相談 | その他 |
|-------|---------------------------|-----------------------|-------------|----|----|---------------|-----|
| H23年度 | 53 | 15 | 8 | 4 | 3 | 2 | 15 |
| H24年度 | 27 | 13 | 8 | 4 | 3 | 2 | 15 |

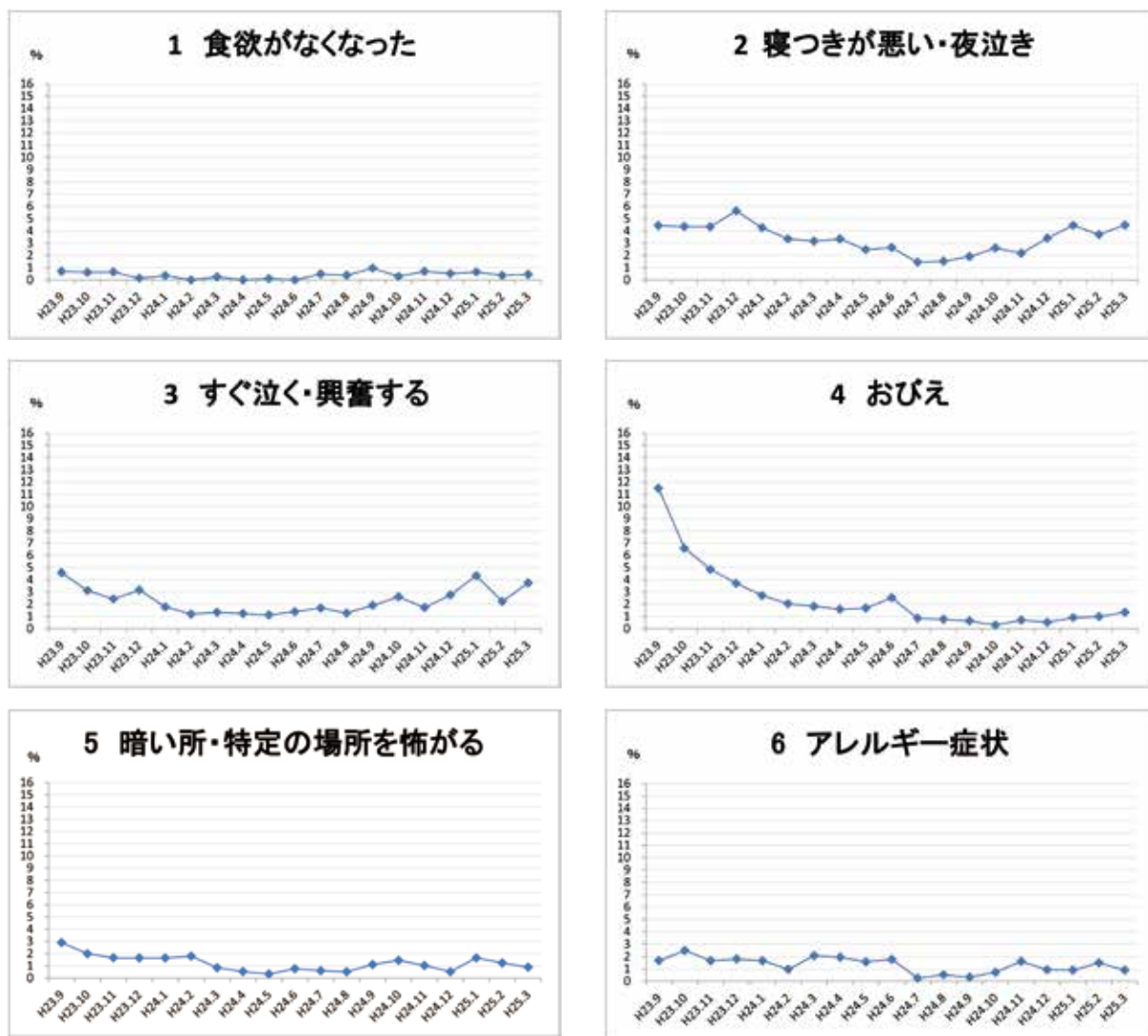
H23年度：平成23年9月～平成24年3月 H24年度：平成24年4月～平成25年3月

幼児健康診査における各症状の推移

問診票で把握された各症状の推移については、問診票の各項目の陽性率と継続的变化を以下のとおりまとめている。

- ① 1歳6か月児の子どもの各症状の推移
- ② 2歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査の各症状の推移
- ③ 保護者の各症状の推移

① 1歳6か月児の子どもの各症状の推移



◇各症状について

子どもの問診項目について、Cochran - Armitage 傾向検定で分析した結果、有意な陽性率の低下が見られたのは、以下の症状である。その他の症状については、有意な低下は認められなかった。

問診項目4「必要以上におびえたり、小さな音にびっくりしたりする。」

$p < 0.001$

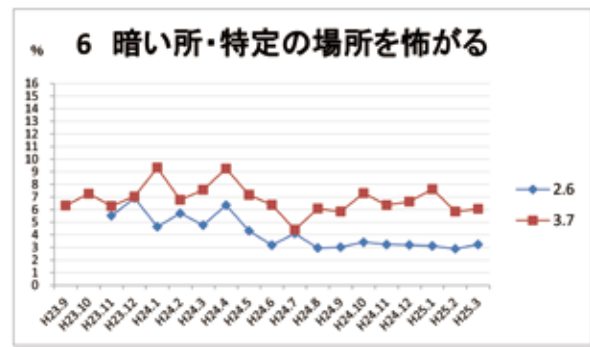
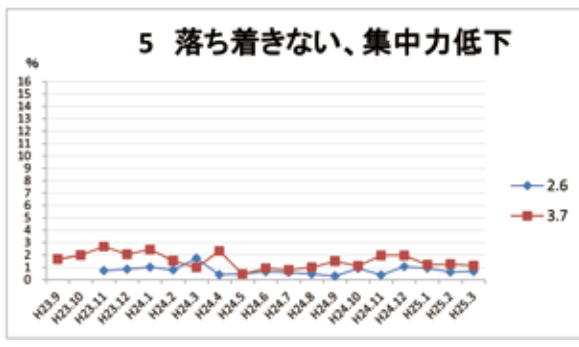
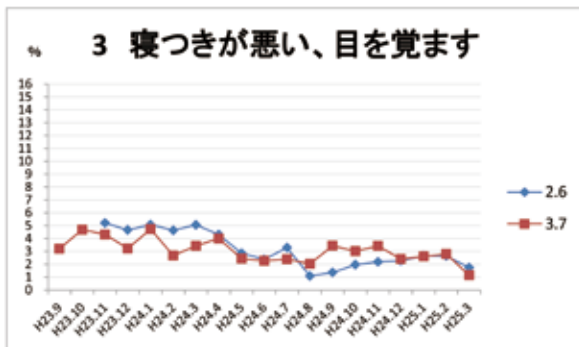
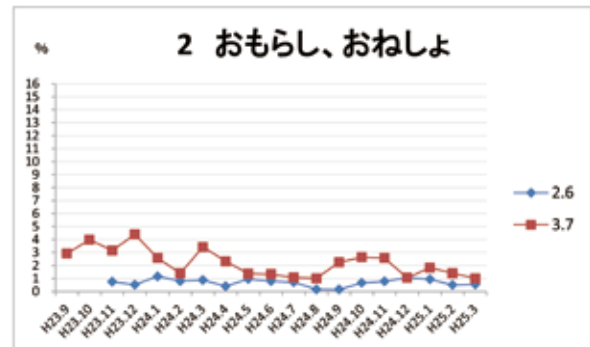
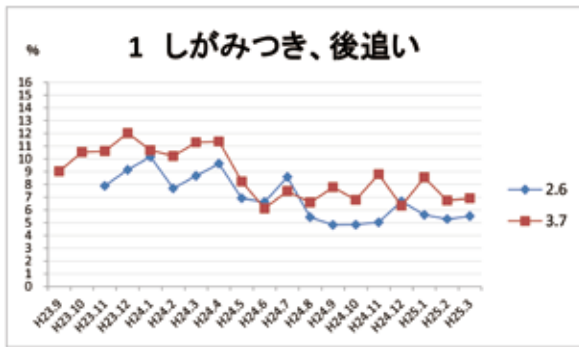
問診項目5「暗いところや特定の場所を怖がるようになった。」

$p < 0.001$

問診項目6「以前に比べて、ゼーゼーしたり、体や目を痒がるようになった。」

$p < 0.001$

② 2歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査の各症状の推移



◇各症状について

2歳6か月児歯科健康診査と3歳児健康診査の子どもの問診項目について、Cochran - Armitage 傾向検定で分析した結果、有意な陽性率の低下が見られたのは、以下の症状である。その他の症状については、有意な陽性率の低下は認められなかった。

問診項目1「親にしがみついて離れなかったり、後追いが激しくなった」

2歳6か月児 $p < 0.001$

3歳児 $p < 0.001$

問診項目2「おもらし、おねしょ、便秘をするようになった」

3歳児 $p < 0.001$

問診項目3「以前に比べてなかなか寝付けなかったり、夜中によく目を覚ます」

2歳6か月児 $p < 0.001$

3歳児 $p < 0.001$

問診項目4「必要以上におびえたり、小さな音にびっくりしたりする。」

2歳6か月児 $p < 0.001$

3歳児 $p < 0.001$

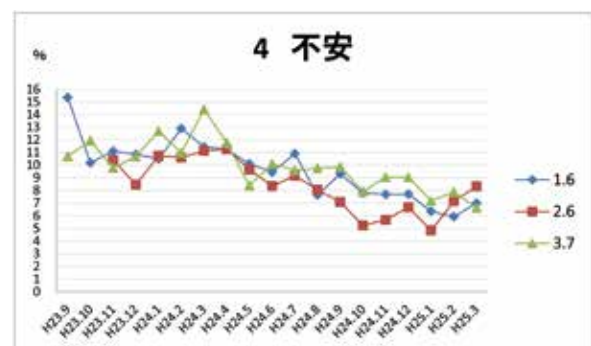
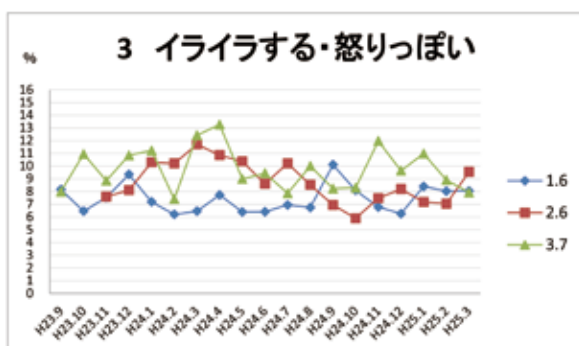
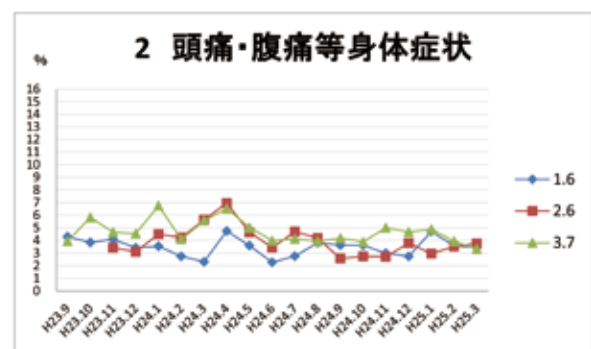
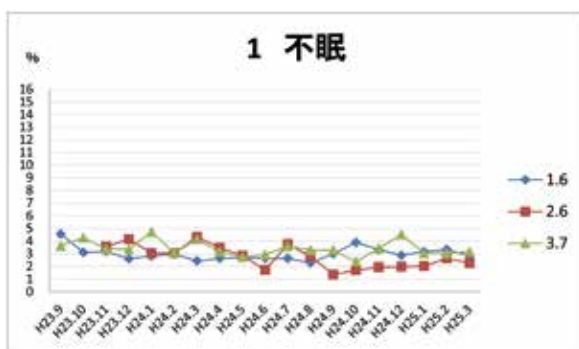
問診項目5「そわそわ落ち着きがなくなったり、集中力がなくなった。」

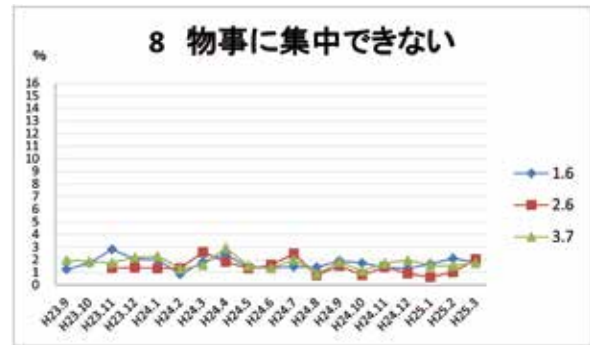
2歳6か月児 $p < 0.05$

問診項目6「暗いところや特定の場所を怖がるようになった。」

2歳6か月児 $p < 0.001$

③保護者の各症状の推移





◇各症状について

1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査の保護者の問診項目について、Cochran - Armitage 傾向検定で分析した結果、有意な陽性率の低下が見られたのは、以下の症状である。

特に、問診項目4「色々と不安だ」と問診項目5「ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。」については、各幼児健康診査とも陽性率の有意な低下がみられた。

問診項目1「あまり眠れない」

2歳6か月児 $p < 0.001$

問診項目2「頭痛、腹痛、吐き気、めまいなどの身体の不調を感じる。」

2歳6か月児 $p < 0.05$

問診項目3「イライラしたり、怒りっぽくなった。」

2歳6か月児 $p < 0.01$

問診項目4「色々と不安だ。」

1歳6か月児 $p < 0.001$

2歳6か月児 $p < 0.001$

3歳児 $p < 0.001$

問診項目5「ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。」

1歳6か月児 $p < 0.001$

2歳6か月児 $p < 0.05$

3歳児 $p < 0.05$

問診項目6「気分が落ち込んだり、寂しくなったりすることがある。」

2歳6か月児 $p < 0.01$

問診項目7「悪夢に悩まされることがある。」

1歳6か月児 $p < 0.01$

～問診票の集計から言えること～

- 震災後、子どもでは1歳6か月児が「必要以上におびえたり、小さな物音にびっくりしたりする」が高くなり、2歳6か月児と3歳児は加えて「暗いところや特定の場所を怖がるようになった」と「親にしがみついて離れなかったり、後追いが激しくなった」が高値を示している。
大人では「ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう」、「以前と比べてイライラする。怒りっぽくなった」「いろいろと不安だ」の3つの症状が高くなる。
- 震災後高値を示したが時期を経て有意に低下する症状としては、子どもでは特に「必要以上におびえたり、小さな音にびっくりしたりする。」である。2歳6か月児、3歳児では「親にしがみついて離れなかったり、後追いが激しくなった」「以前に比べてなかなか寝付けなかったり、夜中によく目を覚ます」であった。
保護者では、各幼児健康診査とも「色々不安だ。」「ちょっとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。」であった。これらの症状は震災に関連する症状として考えられる。
- 子どもについての陽性率は時期を経て1歳6か月児が低下、2歳6か月児、3歳児は緩やかに低下している。震災時月齢が小さい方が影響が少なく、ある程度年齢が高い方が影響が持続しやすいと推察される。
- 一方で保護者の陽性率は、時期を経ても低下しにくい。
- 保護者の症状と子どもの症状に相関がみられたことから、保護者の不安が子どもに投影される傾向があると考えられる。
- 幼児健康診査は、仙台市では通常90パーセント前後の受診率であり、対象児童全数を対象としている。「子どものこころの相談」について誰もが来所する幼児健康診査を活用することで、相談に対する敷居が低くなり、自然な形で、症状を有する親子の早期発見ができる。また、子どもの症状を通し保護者の不安定さに働きかけることができる。
- 震災後に作成した「こころとからだの相談問診票」を活用することで、保護者に対し症状や現在の心境について聞き取りがしやすくなる。
- 震災から2年後においても、症状を訴える子どもと保護者がおり、長期にわたって子どものこころのケアを行っていく必要がある。

子どもは経時的に陽性率が減少する一方、保護者の陽性率が減少しない傾向は、新潟の中越大地震「子どものこころのケア活動」においても同様である。

理由としては、子ども自身の回復力が旺盛なことと、健診日が後になるほど本震を経験した年齢が小さいため地震の影響を受けにくいことが考えられている。

子どもは発達途上であり、震災後も子どもたちが大人になり人格を形成していくまで見守ることが求められる。震災後のこころのケアについては、長期に亘っての支援が必要となる。

保護者の精神面に関する指標については、精神的な不安を抱える保護者が各健康診査毎に2割を超えていることは、子どもの養育上憂慮されるべき事態である。新潟においても保護者の症状の遷延化が認められており、個別ケアと同時に子どもを育てる保護者のメンタルヘルスや全般的な子育て支援についての継続的な取り組みが、これからも必要となる。

各区間の関連について分析を行ったが、津波被災区である宮城野区・若林区とそのほかの区ごとで症状についての相関は見られなかった。東日本大震災は津波の有無にかかわらず揺れが大きく余震の長期化により、仙台市全体の子どもと保護者が影響を受けた結果ではないかと考えている。

また、保護者の症状として時間が経過しても低下せず比較的高値のまま推移する症状「いらいらする、怒りっぽい」「つい子どもにあたってしまう」については、震災の影響により易怒性や過敏性などが継続しているのか、通常の子育て期の保護者が抱えるストレスによるものなのかの区別は現時点ではつけがたい。

これからも、保護者が抱えている悩みに寄り添い安定した親子関係の中で健やかな子育てができるよう支援を継続していきたい。

(4)子どものこころの相談室

利用状況

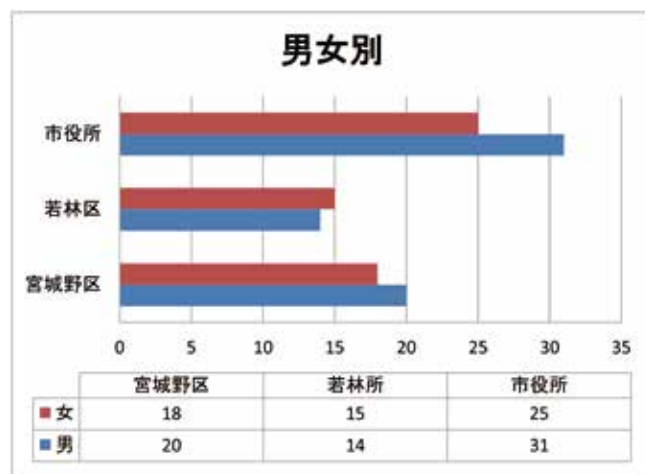
①利用者数

子どものこころの相談室は、平成23年8月末より開設している。

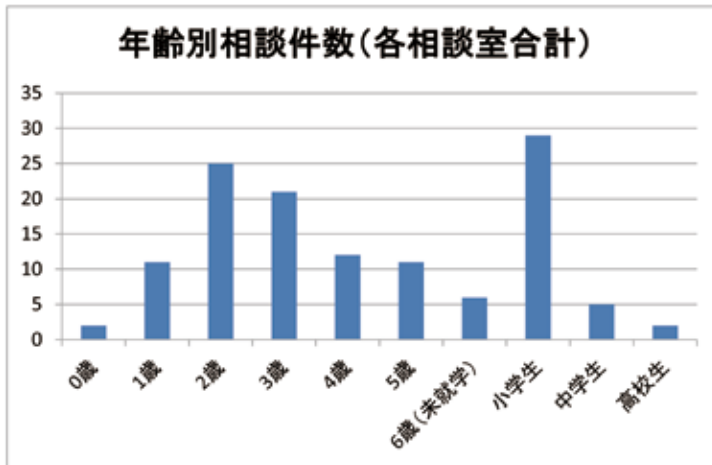
平成23年8月～平成25年3月までの利用者数(人)

| 宮城野区 | 若林区 | 市役所 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|
| 38 | 29 | 56 | 123 |

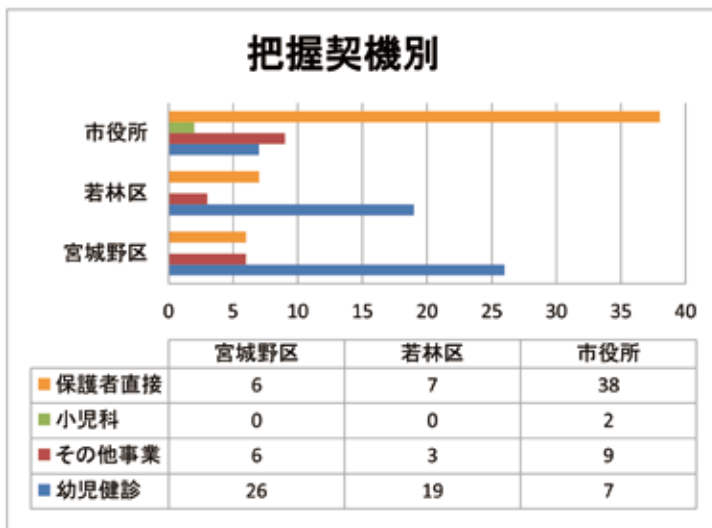
②男女別利用状況 (人)



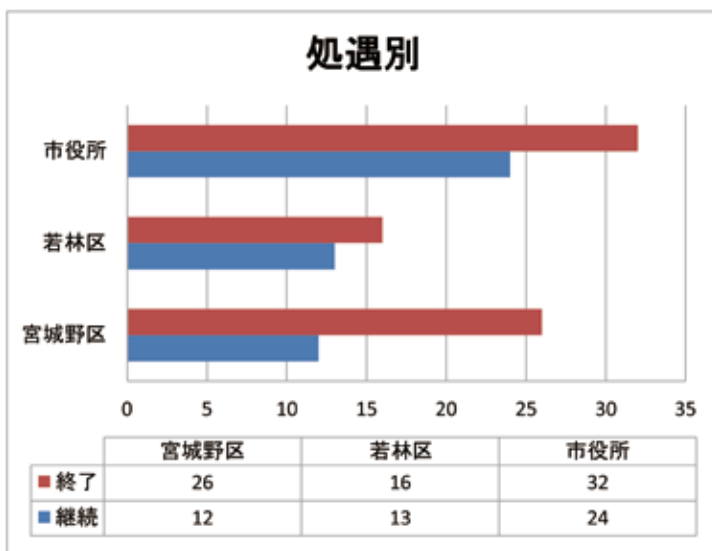
③年齢別 (人)



④把握契機 (人)



⑤処遇



相談事例のまとめ

相談室の2年間の相談内容について、以下4つの反応に分類し、年度別に傾向をまとめた。

- ・震災による直接的なストレス反応：震災を契機にそれまで見られなかった精神的な反応や行動化で、余震や震災を想起させる場面下において強調されるストレス反応。
- ・間接的なストレス反応：震災を契機に生活環境の変化が生じることによって現れたストレス反応。
- ・その他：震災以外のショックとなる出来事を契機としたストレス反応で、震災との関連性が不明瞭な反応。
- ・震災関連外：震災の前から生じている状態や問題行動に関する反応。

①平成23年度(平成23年8月～平成24年3月)

- ・実施回数15回、相談件数23件(延べ27件)
- ・年齢 2～17歳
- ・相談内容内訳
 - 震災による直接的なストレス反応 … 20件
 - 間接的なストレス反応…………… 3件
 - その他 …………… 4件
 - 震災関連外 …………… 0件

この年は、大震災という大きなショックを受けて、心身に直接的な支障をきたした子どもの相談が主であった。例えば、食欲不振、不眠、悪夢、親から離れない、一人でトイレや風呂に入れない、余震に過敏に反応する、水に近寄れない、落ち着きがない、集中困難、退行、粗暴言動、パニック、ぼんやりする、表情に乏しい、苛々、過敏、泣いてばかりいる、地震ごっこや津波ごっこ、などである。PTSD 症状を呈する子どもも見られ、保護者がそれにどう対応したらいいかわからず来談するケースが多かった。

子どもよりも保護者の方が震災によるショック、悲嘆反応が大きく、子どもの状態を契機に自身の相談をされていく方も少なくなかった。おそらく、保護者の不安な様子に子どもが過敏に反応し、余計に症状が悪化、長期化していたと考えられる。

相談対象に男女差はさほどなく、医療機関、各区役所、市政だより、配布されていたチラシを見て来談に至っている。約3分の1が当日終了となったが、他は医療機関の紹介、数か月後にお電話で状況を伺う、他機関へ情報提供など、何らかのフォローを行っている。

②平成24年度

- ・実施回数20回、相談件数28件(延べ29件)
- ・年齢 2～18歳
- ・相談内容内訳
 - 震災による直接的なストレス反応 …… 10件
 - 間接的なストレス反応…………… 4件
 - その他 …………… 8件
 - 震災関連外 …………… 7件

前年度に比べれば震災のショックによる直接的なストレス反応を主訴とする来談は少なくなり、震災後に引っ越し、転校、保護者の転職や別居などによる生活環境の変化を契機とした不適応反応と見られるケースが目立つようになった。例えば、不登校、登校しぶり、分離不安、腹痛・頭痛・嘔吐など身体症状の悪化などである。保護者に関しても、1年以上ショックな気持ちや悲嘆について周囲に話せず、消化できない思いを抱えながら来談し、相談室でやっと話せたと思われる方も多くおられた。相談契機は、チラシや市政だよりを見て自発来談した方よりも、幼児健診や学校からの勧めによって来談するケースが増えた。このことは、当相談室が他機関に周知されたことも要因の1つにあると思われるが、震災から1年以上経って自発的に相談しようとする保護者が少なかったことも考えられる。一方、自発来談した保護者の方は、今になって震災による影響が出てきたのではないかと、子どもの状態を震災と結びつけて考えていかかわからず、来談して確かめたいという思いをお持ちの方が多かった。

また、その他の相談や震災関連外の相談件数が増加した。症状の出現契機は震災とは直接関係ないが、震災を機に相談の機会を得て来談に至ったケースが増えたと見られる。しかしながら生活環境を伺うと、被災体験がシビアであったり、家族で亡くなった方がおられたりする場合もあり、一概に震災関連外と位置づけたり、震災と切り分けることは難しい状況にあるケースが目立った。今後もそういった傾向はより強まっていくと考えられる。

この年も男女差がほぼなく、処遇は当日終了がほとんどとなっている。これは、子どもの反応が前年度より落ち着いていたものであったことや、子どもよりも保護者の方に不安があり、対処法や今後軽快していく見通しをお伝えすることによって保護者の方が安心し、当日終了になったケースが多かったからである。このためか、2～3か月後の電話フォロー時には、今はうまくいっていると落ち着いた様子でお話くださる方がほとんどであった。

(5) 今後に向けて

震災における子どもと保護者のこころのケアについて、これまでの取り組みから、対応、考え方について簡単に述べる。震災の影響を強く受けた子どもと保護者については、個別相談や診療により回復へ導く必要があり、相談室の周知を行い、支援が必要な親子が必要に応じて相談、診療を受ける体制を継続していく必要がある。

震災の影響はあっても、生活上に支障が無い場合やほとんど影響を受けていない子どもの場合は、保護者をはじめ、子どもを取り巻く関係機関の職員が見守り続けることや、安心感を持てるよう接していくことが大切である。

今回の東日本大震災では、津波被害が甚大な地域に関心が向きがちであるが、津波被害だけではなく市内全域が激震に見舞われ、余震が続いたことにより、不安を抱えている親子も多数存在している。

個別の相談の場は、もちろん大切であるが、地域全体の親子が安心感を取り戻していくためには、地域における子育て支援を併せて実施していくことが、非常に重要である。

第4章 総括

「災害時だからこそ生きるネットワーク」をつくる

仙台市では、今回の震災後に新規事業として子どものこころのケア事業を展開している。通常時無かった事業を新たに立ち上げることは、組織内の理解や関係者との協力関係が大変重要であり、事業に携わる関係者の志をひとつに、同じ目的のため、あきらめずに取り組むことで、新たなネットワークを造り、事業を展開することができる。

震災時に対応していくためには、通常のネットワークを活用することが大切であるが、そのためには普段の事業展開の中で関連する機関との結びつきを大切にする必要がある。

加えて、これまで関係を持たなかった機関とも事業を展開するために柔軟な連携を図ることが大切である。そのためには、各関係機関に、それぞれをつなげる役割を持つコーディネーター的な存在が必要であり、中心的な役割を担うコーディネーターは確固とした目的や事業遂行の意思を各機関と共有しておくことが重要である。

反面、事業構築にあたっては、事業の開始時期と現実的な調整の進捗を天秤にかけ、現実的に始める必要もあった。

「幼児健康診査」の場を活用した子どものこころのケアは有効である

幼児健康診査は、対象年齢すべての子供が対象であり、改めて相談にこられない親子に対しても、こころのケアについての相談が自然にできる場として活用できる。

居住地域全体が被災して、「皆が苦勞している中で、自分だけ苦しいと言えない」という保護者や、時間が経過して復興のスピードの違いにより被災の話を周りに言いにくくなったなど、自ら相談に足を運ばないケースでも幼児健康診査を活用すれば、誰もが相談の対象であり、被災状況による格差にも対応できる。また、早期に幼児健康診査を再開し、全ての親子に会う機会をもつことで、不安の軽減が図れる。保護者に対しても、言葉で表現できない子どものこころを意識する機会となり、普及啓発の場としても利用できるなど幼児健康診査の活用は利点大きい。

地域全体の子育てを支援する

保護者の精神的な安定と子どものこころの安定は深い関連がある。震災時は、有症状者への個別ケアに注目するだけでなく、地域全体の保護者が、より早く安心して子育てできるよう地域における子育て支援を同時にすすめていくことが大切となる。

震災後よく言われていた言葉は「絆」である。人と人とのつながりをつくり、孤立を予防し人を育てる環境づくりを、通常の子育て支援のなかでも意識することが重要である。

職員のこころのケアについて

支援者となる職員は、自宅や実家など個人的にも被災を抱え、通常業務に加え被災関係の新たな業務に従事しなければならず、職場環境も厳しい状況となる。震災時は、混乱した状況になりがちであり、その中で業務を推進していくことは相当なエネルギーを要する。

こころのケアは長期に及び、対人支援の専門・非専門に関わらず、疲弊は誰にでも起こりえるものであり、より良い支援を継続して行うために、職場全体で職員の心身面の健康に気を配っていくことの重要性を、心に留めておきたい。

震災後の事業を今後活かすために

今後は、これまで取り組んできた、保護者と子どものこころのケアに関する事業を、震災後時間が経過する中で、どのように展開していけるかが課題である。

母子保健関係者は幼児健康診査や子どものこころの相談室において、親子のこころのケアにスポットをあてて取り組んできており、子どもの健全な発育のために、保護者の精神的な安定が重要であることを一人ひとりの面接を通し経験している。

この経験を無駄にしないよう、震災時に限らず保護者の養育を支援していくために、こころのケアに関連した取組みを継続し、安定した親子関係を育みより健全な子育てができるよう支援していきたい。

ここらからの相談問診票

保護者の皆様へ

東日本大震災後、皆様がそれぞれに大変な思いをされてきたと思います。震災の影響によって大人だけでなく子どもたちにも、様々なストレスが蓄積しているかもしれません。もしも不安を抱えている子どもたちがいるのであれば、適切な対応をしてあげることが大切と考えられています。

また、震災から子育てを頑張ってきた保護者の皆様のストレスは蓄積していませんか？子どもたちのみでなく、大人も適切な対応をすることが大切です。

この相談問診票をご自身やお子さんの状態と向き合うきっかけにいただければと思います。趣旨に同意していただける方は、名前等をご記入のうえ、健診日にお持ちください。

お子さんの名前 _____ (男・女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ

健診を受ける区 仙台市 _____ 区 健診日 _____ 月 _____ 日

- お子さんに次のようなことがありませんか。当てはまる項目の番号に○をつけてください。少し当てはまる場合は△をつけてください。何個でもかまいません。

1. 食欲がなくなった (飲みが悪くなった)。
2. 以前に比べて、夜泣きが多くなった。または、なかなか寝つけなかったり、夜中によく目を覚ましてぐずるようになった。
3. すぐ泣いたり興奮しやすくなった。
4. 必要以上におびえたり、小さな物音にびくったりしたりする。
5. 暗いところや特定の場所を怖がるようになった。
6. 以前に比べて、ゼーゼーしたり、体や目を痒がるようになった。

- 保護者の方に次のようなことがありますか。当てはまる場合は○、少し当てはまる場合は△を項目の番号につけてください。何個でもかまいません。

1. あまり眠れない。
2. 頭痛、腹痛、吐き気、めまいなどの身体の不調を感じる。
3. いらいらしたり、怒りっぽくなった。
4. 色々と不安だ。
5. ちよつとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。
6. 気分が落ち込んだり、寂しくなったりすることがある。
7. 悪夢に悩まされることがある。
8. 物事になかなか集中できない (落ち着いて取り組めない) ことがある。
9. 子どもについて当たってしまったりが増えた気がする。

- 何か困っていることや心配なことがありましたら、記入してください。

- 子どものこのころの相談室で専門医がお話をお聞きします。相談の希望 あり・なし

(参考までに裏面をご覧ください。)

ここらからの相談問診票

保護者の皆様へ

東日本大震災後、皆様がそれぞれに大変な思いをされてきたと思います。大人だけでなく子どもたちにも色々な心の痛手を残したり、様々なストレスが蓄積しているかもしれません。震災後のストレス反応は時間の経過により軽減していきますが、もしも不安を抱えている子どもたちがいるのであれば、適切な対応をしてあげることが大切と考えられています。

また、震災から子育てを頑張ってきた保護者の皆様のストレスは蓄積していませんか？子どもたちのみでなく、大人も適切な対応をすることが大切です。

この相談問診票をご自身やお子さんの状態と向き合うきっかけにいただければと思います。趣旨に同意していただける方は、名前等をご記入のうえ、健診日にお持ちください。

お子さんの名前 _____ (男・女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ

健診を受ける区 仙台市 _____ 区 健診日 _____ 月 _____ 日

- お子さんに次のようなことがありませんか。当てはまる項目の番号に○をつけてください。少し当てはまる場合は△をつけてください。何個でもかまいません。

1. 親にしがみついたり離れなかったり、後追いが激しくなった。
2. おもらし、おねしょ、便秘をするようになった。またはひどくなくなった。
3. 以前に比べて、なかなか寝つけなかったり、夜中によく目を覚ましてぐずる。
4. 必要以上におびえたり、小さな物音にびくったりしたりする。
5. そわそわ落ち着きがなくなったり、集中力がなくなったり。
6. 暗いところや特定の場所を怖がるようになった。
7. 以前に比べて、ゼーゼーしたり、体や目を痒がるようになった。

- 保護者の方に次のようなことがありますか。当てはまる場合は○、少し当てはまる場合は△を項目の番号につけてください。何個でもかまいません。

1. あまり眠れない。
2. 頭痛、腹痛、吐き気、めまいなどの身体の不調を感じる。
3. いらいらしたり、怒りっぽくなった。
4. 色々と不安だ。
5. ちよつとした物音や揺れに対してひどく驚いてしまう。
6. 気分が落ち込んだり、寂しくなったりすることがある。
7. 悪夢に悩まされることがある。
8. 物事になかなか集中できない (落ち着いて取り組めない) ことがある。
9. 子どもについて当たってしまったりが増えた気がする。

- 何か困っていることや心配なことがありましたら、記入してください。

- 子どものこのころの相談室で専門医がお話をお聞きします。相談の希望 あり・なし

(参考までに裏面をご覧ください。)

被災されたお子さんをお持ちのご家族の方へ

大きな災害の後には、こころや体の不調が現れやすくなります。特にお子さんの場合は、こころの不安が様々な行動となって現れることがあります。一旦落ち着いたように見えても、災害関連のニュースを見たり、災害が起きた日が近づいてきたりすると、ぶり返したように見えることもあります。

お子さんに現れやすい変化

行動の変化

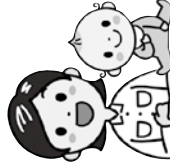
- ・赤ちゃんと離れ（おもしろし、指しやぶりなど）
- ・甘えが強くなる
- ・親の子ばから離れたがらない
- ・そわそわして落ち着かない
- ・反抗的になったり乱暴になったりする
- ・災害を連想させるような遊びをする
- ・一人になることや知らない場所、暗い所や狭い所を怖がる

こころの変化

- ・イライラして機嫌が悪い
- ・小さい物音にまじりくりする
- ・突然興奮したりパニック状態になる
- ・泣いたり落ち込んだり感情が不安定になる
- ・表情が乏しくなったり、感情がなくなったりのように見える

体の変化

- ・食欲がなくなったり食べ過ぎたりする
- ・痒みが悪くなったり何れも目覚めたりする
- ・悪い夢を見たり夜泣きをしたたりする



災害を経験したお子さんがこのような反応を示すことは正常なことですので、右に書いてある対応をとりながら様子を見ましょう。ただし、長引いたり心配な場合には、子どものこころの相談室（裏面）やお近くの専門機関に相談しましょう。

お子さんと接するとき心がけたいこと

- お子さんの話をよく聴く
現実にはないような話をしても、否定せずに耳を傾けます。その上でお子さんが安心できた言葉をかけてあげましょう。
例えば… 「心配なことがあったら何でも言ってね」
「大丈夫だよ」
「守っているから安心してね」
ただし、話したくないとまは無理に聞か出さないようにします。
- 症状がいつしよにいられる時間を増やす
- 食事や睡眠などの生活リズムを崩さないようにする
- 小さいお子さんには自由に遊べる時間を作ったり、抱っこなどのスキンシップを増やす
- 少したまにお子さんで周りに気を遣う頑張り屋さんの場合、負担が大きくなりすぎないように配慮する
- 災害を連想させるような遊びをしていても、とがめたり注意したりせず見守る

ご家族自身のケアも

ご家族のこころの健康を保つことがお子さんの安心感につながります。ご家族も意識して体を動かすようにしたり、誰かに話を聞いてもらったりして、心をリラックスさせることが大切です。辛いときは抱え込まず下記や子どものこころの相談室にご相談ください。

こころの健康電話相談

仙台市精神保健福祉センター（はあとぼーと仙台）では、こころの悩みに関して、お電話による匿名での相談をお受けしています。

はあとライン ☎ 022-265-2229（平日 10～12時、13～16時）
ナイトライン ☎ 022-217-2279（年中無休、18～22時）

幼児健康診査等における子どものこころのケア検討委員会名簿

| 役 職 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 仙台小児科医会 会長 | 川村 和久 | |
| 仙台小児科医会 震災心のケア担当 | 今 公 弥 | |
| 宮城県精神神経科診療所協会会長 | 原 敬 造 | |
| 仙台市精神保健福祉総合センター所長 | 林 みづ穂 | |
| 仙台市教育委員会教育相談課長 | 米澤 通徳 | 平成24・25年度 |
| 仙台市宮城野区保健福祉センター家庭健康課長 | 斎藤 仁子 | 平成23年度 |
| // | 鈴木 由美 | 平成24・25年度 |
| 仙台市若林区保健福祉センター家庭健康課長 | 及川 艶子 | 平成23・24年度 |
| 仙台市泉区保健福祉センター家庭健康課長 | | 平成25年度 |
| 仙台市若林区保健福祉センター家庭健康課長 | 佐藤 幸子 | 平成25年度 |
| 仙台市泉区保健福祉センター家庭健康課長 | 土合 真紀子 | 平成23・24年度 |
| 仙台市子供未来局子育て支援課長 | 小林 弘美 | 平成23・24年度 |
| // | 熊谷 徹 | 平成25年度 |

事 務 局

| | | |
|------------------------|--------|-----------------|
| 子供未来局子供育成部長 | 松岡 仁 | (平成23年度～平成24年度) |
| 〃 | 斎藤 恵子 | (平成25年度) |
| 仙台市精神保健福祉総合センター相談係長 | 福本 恵 | (平成24年度) |
| 〃 | 川村 郁子 | (平成25年度) |
| 〃 相談係保健師 | 小林 敦子 | (平成23年度～平成24年度) |
| 〃 相談係 | 工藤 桃子 | (平成24年度～平成25年度) |
| 子供未来局子供育成部子育て支援課地域支援係長 | 山田 洋子 | (平成23年度～平成24年度) |
| 〃 主幹兼地域支援係長 | 佐藤 由美子 | (平成25年度) |
| 〃 地域支援係 主 査 | 佐野 ゆり | (平成23年度～平成25年度) |
| 〃 保健師 | 景山 佳織 | (平成23年度～平成24年度) |
| 〃 保健師 | 高橋 美沙 | (平成25年度) |

参考資料

- ・神戸大学医学部小児科. 平山宗宏監修 災害時における家族支援の手引き (平成10年3月31日)
- ・大島剛. 三宅芳宏. 阪神淡路大震災が乳幼児に及ぼした心理的影響について—3歳児健診「こころの相談コーナー」における相談結果 (児童青年精神医学とその近接領域38(4):315-322 (1997))
- ・柏崎市. 中越沖地震「子どものこころのケア活動」報告書 (平成19年7月16日)
- ・新潟県精神保健福祉協会こころのケアセンター. 新潟大学医歯学総合病院小児科. 長岡市. 中越大地震子どものこころのケア活動 (平成16年10月)
- ・日本児童青年精神医学会 「子どものこころのケア手引き」(急性期編)
- ・日本児童青年精神医学会 「子どものこころのケア手引き」(中長期編)
- ・研修会資料 山崎透氏 「震災後の子どものこころのケア」
- ・研修会資料 田中究氏 「震災の影響と児童虐待～震災後の子どもを取り巻く環境から～」
「震災後の子どもと保護者のこころのケア」
- ・研修会資料 小野善郎氏 「震災後の子どもと保護者のこころのケア
(長期的支援における地域への取組み)」
- ・東北大学病院市民公開講座 林みづ穂氏 「子どものこころの支援から見えたもの」

震災後の子どもたちの心のケア実施報告書

発行 平成26年3月

編集 仙台市子供未来局子供育成部子育て支援課